

第1章 計画の策定にあたって

第1項 計画策定の背景等

八幡浜市では、市の最上位計画である「第2次八幡浜市総合計画」において、「障害者の自立と社会参加」を主要課題の一つに位置付け、地域課題や市民ニーズに対応できるように、障害福祉行政の充実に取り組んでいます。また、これら障害福祉施策の個別計画については、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする「第3期八幡浜市障害者計画・第4期八幡浜市障害福祉計画」に施策の方向性と事業内容を定め、各種障害福祉サービスを計画的かつ安定的に提供しているところです。

この間、国では、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」及び「発達障害者支援法」の改正、「障害者差別解消法」及び「成年後見制度利用促進法」の施行、「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定など、障害者と福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。また、「地域包括ケアシステムの構築」や「地域共生社会の実現」に向けた法改正と提言が次々に行われるなど、地方自治体においても大きな変革の波が到来しています。

このような状況を踏まえ、市では、国・県の動向や制度の創設、市民ニーズや社会情勢の変化に的確に対応し、市の新たな障害福祉施策を総合的に推進するため、前期計画を発展的に見直すとともに、「児童福祉法」改正による新規計画を加えた「第4期八幡浜市障害者基本計画・第5期八幡浜市障害者福祉計画・第1期八幡浜市障害児福祉計画」を策定します。

なお、八幡浜市では、市民に対して各計画の位置づけや内容の違いを分かり易く表現するため、今回の計画策定に合わせて、「八幡浜市障害者計画」を「八幡浜市障害者基本計画」に、「八幡浜市障害福祉計画」を「八幡浜市障害者福祉計画」に計画名を変更しています。



【近年の法改正と国の動向】

○障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（H30.4.1 施行）

- ・ 自立生活援助の創設
- ・ 就労定着支援の創設
- ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
- ・ 医療的ケアを要する障害児に対する支援（H28.6.3 施行）

○障害者部会報告書（H27.12.14）

- ・ 都道府県障害福祉計画に記載する精神障害者長期在院者数の削減目標を、市町村障害福祉計画に記載する障害福祉サービスのニーズの見込量に反映させる方法を提示すべき
- ・ 障害児のニーズに的確に応える観点から、障害福祉サービスと同様に、都道府県・市町村において、障害児支援のニーズ等の把握・分析等を踏まえ、障害児支援に関するサービスの必要量の見込み等について、計画に記載すべき
- ・ 障害福祉計画の実効性を高めていくため、例えば、PDCA サイクルを効果的に活用している好事例を自治体間で共有するとともに、都道府県ごとの目標・実績等の公表・分析や、障害福祉サービスの利用状況等に関するデータ分析に資する取組などを推進すべき

○相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめの公表（H28.10）

- ・ 相談支援専門員の資質の向上
- ・ 基幹相談支援センターの設置促進

○これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会の開催（H28.1～）

主な検討事項は以下のとおり。

- ・ 精神障害者を地域で支える医療のあり方
- ・ 多様な精神疾患等に対応できる医療体制のあり方
- ・ 精神病床のさらなる機能分化

○発達障害者支援法の一部を改正する法律（H28.8.1 施行）

- ・ 発達障害者支援地域協議会の設置
- ・ 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮

○障害者差別解消法の施行（H28.4.1 施行）

- ・ 障害を理由とする差別的取扱いの禁止
- ・ 合理的配慮の提供

○成年後見制度利用促進法（H28.5.13 施行）

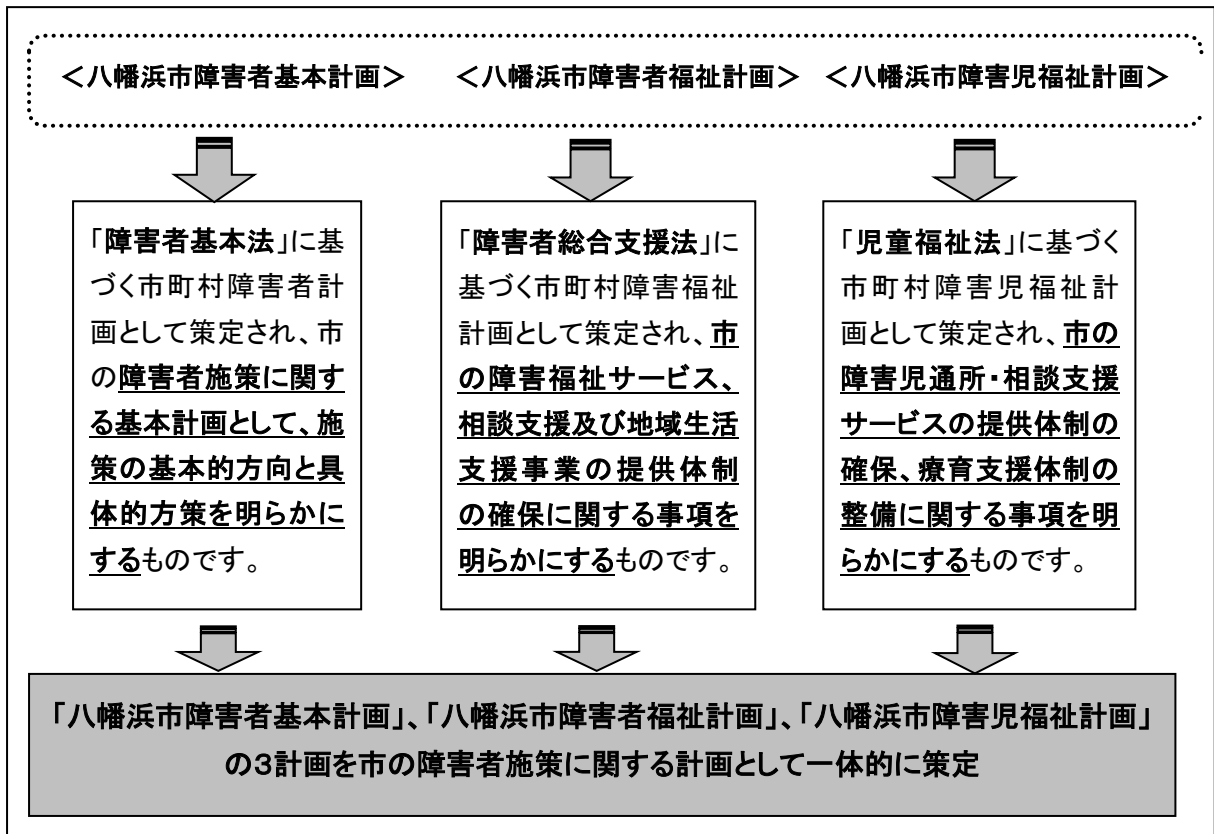
- ・ 成年後見制度利用促進委員会の設置

○ニッポン一億総活躍プラン（H28.6.2 閣議決定）

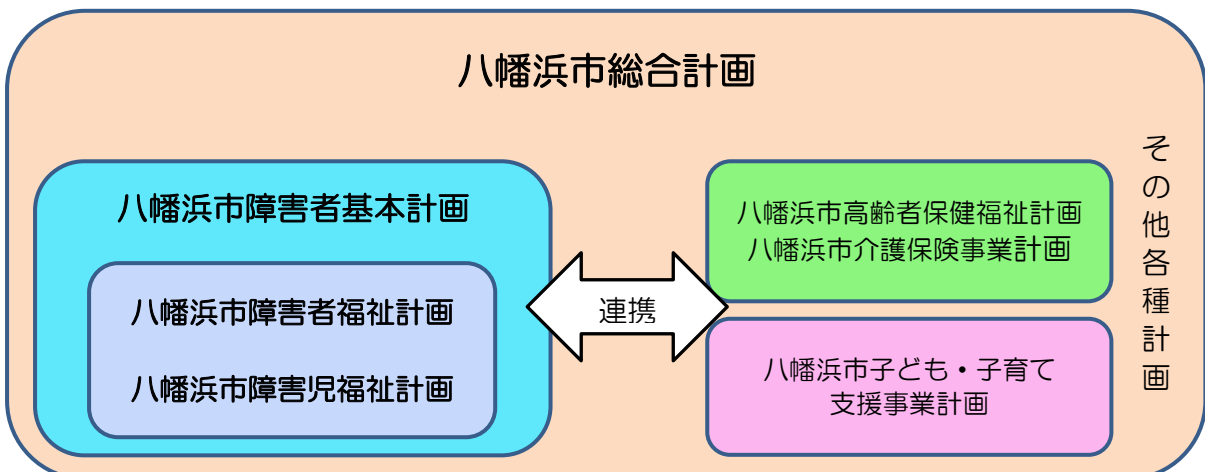
- ・ 障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援
- ・ 地域共生社会の実現

第2項 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に定めるものです。また、八幡浜市では、市民に対して各計画の位置づけや内容の違いを分かり易く表現するため、それぞれの計画名を「八幡浜市障害者基本計画」、「八幡浜市障害者福祉計画」、「八幡浜市障害児福祉計画」として策定します。なお、本計画は、「総合計画」の部門計画として位置づけられ、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画と連携して施策を推進します。 ※計画の期数は、前期計画を引き継ぐものとします。



・八幡浜市における各計画の位置づけ（イメージ図）



第3項 計画期間

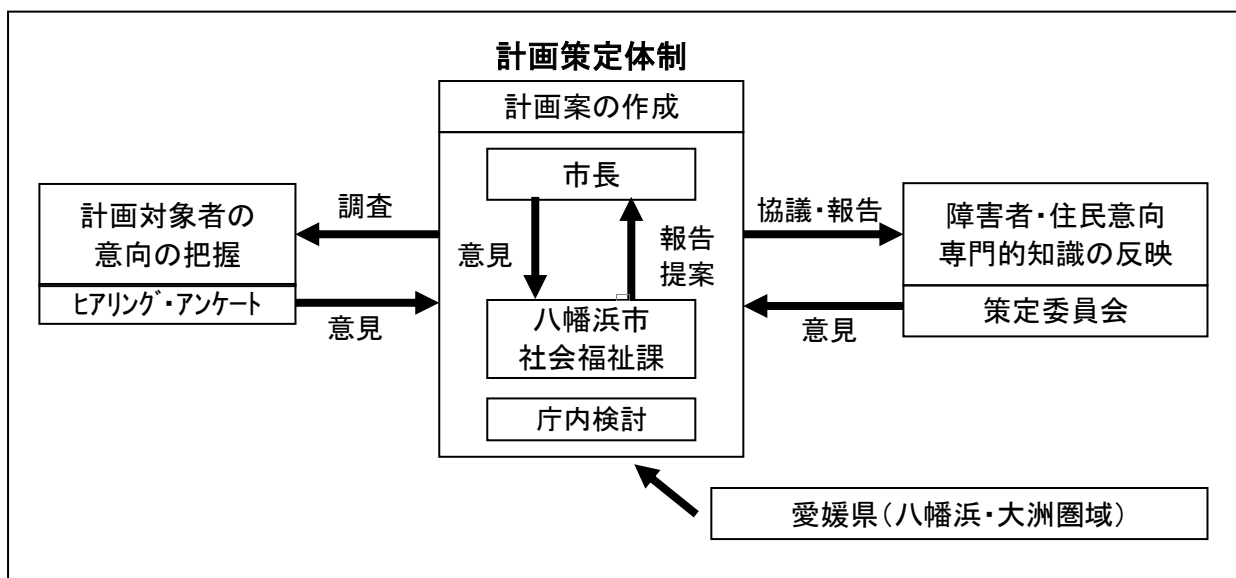
本計画では、平成30年度を初年度として平成32年度までの3年間の目標を定めます。また、各年度において、計画の進捗状況を八幡浜市地域自立支援協議会に報告するとともに、平成32年度には、各計画の実施状況を検証した上で、次期計画の策定準備を行います。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
総合計画	第1次計画 (H18～27)	第2次八幡浜市総合計画(H28～37年度)				
障害者基本計画	第3期			第4期		
障害者福祉計画	第4期			第5期		
障害児計画				第1期		

第4項 計画策定体制

(1) 計画策定の体制

本計画は、障害者団体及び関係事業所等へのヒアリングやアンケート調査、自立支援協議会での意見交換などを参考に素案を作成し、学識経験者・有識者等・社会福祉関係団体等の代表者・関係行政機関等の職員などで構成する「八幡浜市障害者計画等策定委員会」において計画の内容を協議します。

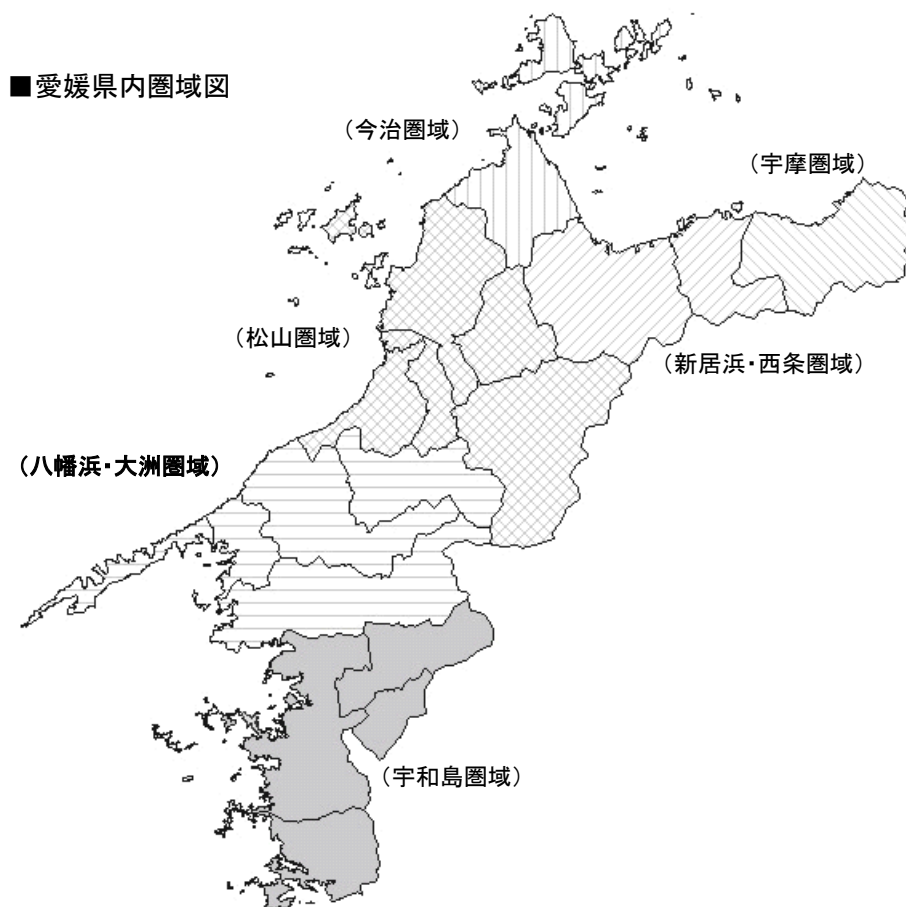


(2) 計画策定における連携

愛媛県障害福祉計画では、6つの障害保健福祉圏域が設定され、各圏域に属する市町が推計した障害福祉サービス等の必要見込量が集約され圏域ビジョンとして示されます。

八幡浜市は、八幡浜・大洲圏域に属しており、八幡浜市・伊方町・大洲市・内子町・西予市など近隣市町及び近隣圏域との連携を図りながら障害福祉サービスを提供します。

圏域名	圏域市町
宇摩圏域	四国中央市
新居浜・西条圏域	新居浜市・西条市
今治圏域	今治市・上島町
松山圏域	松山市・東温市・久万高原町・砥部町・松前町・伊予市
八幡浜・大洲圏域	八幡浜市・伊方町・大洲市・内子町・西予市
宇和島圏域	宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町

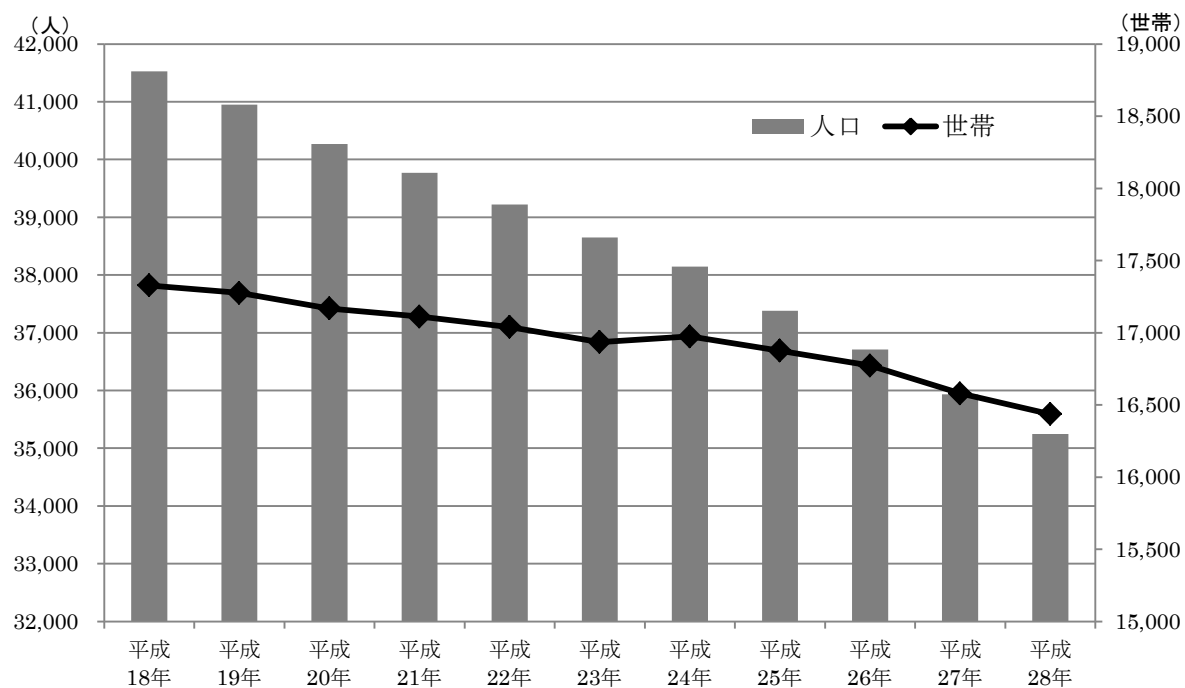


第2章 八幡浜市の現状

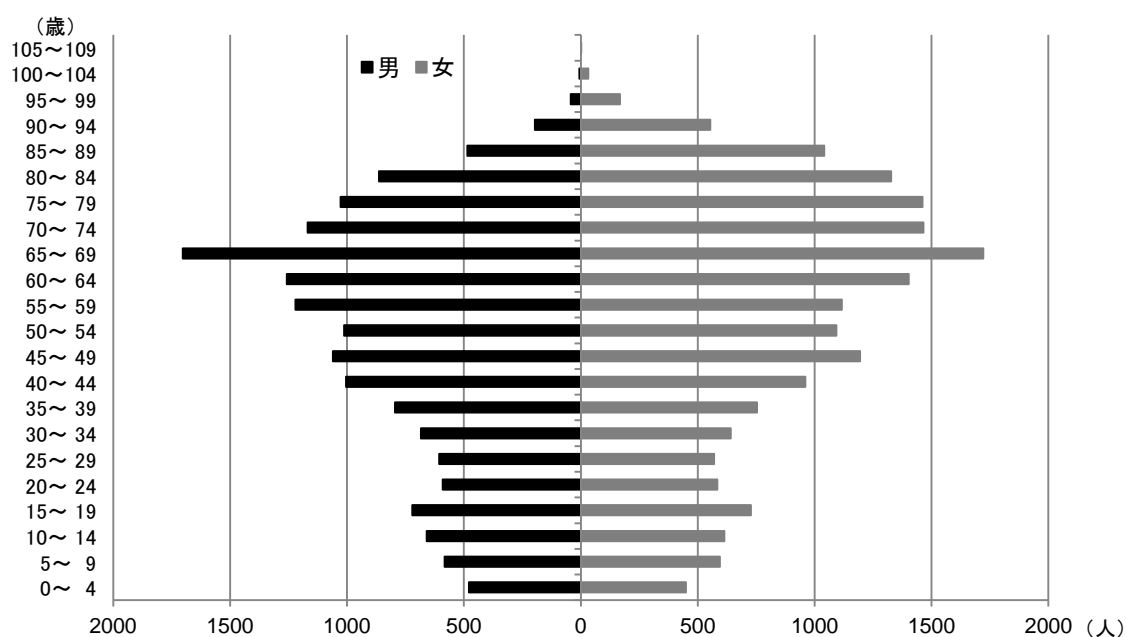
第1項 人口及び世帯

ここ 10 年間における本市の人口は、平成 18 年の 41,528 人から平成 28 年には 35,245 人まで減少し、同じく世帯数は、平成 18 年の 17,328 世帯から平成 28 年には 16,436 世帯まで減少しています。

■人口及び世帯の推移(各年12月)

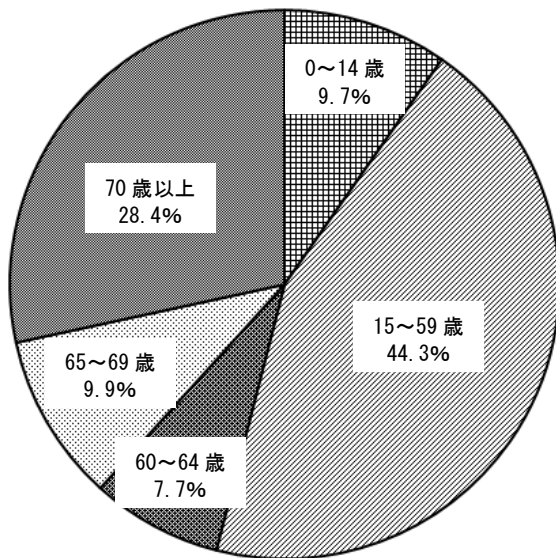


■人口構成の状況 1 (平成29年10月)



資料:住民基本台帳

■人口構成の状況 2 (平成29年10月)



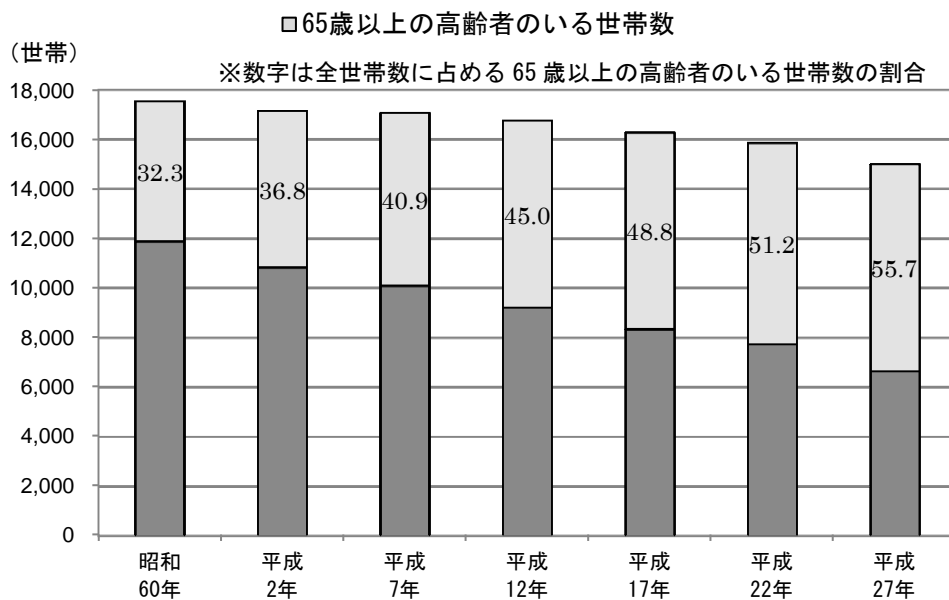
人口の構成状況を見ると、男女共に65～69歳が多く、65歳以上の方の割合は、全体の約4割になります。

資料: 住民基本台帳

■高齢者のいる世帯の状況

単位: 世帯・%

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数(世帯)	17,539	17,141	17,067	16,755	16,273	15,849	14,995
65歳以上の高齢者のいる世帯数(世帯)	5,660	6,312	6,976	7,546	7,935	8,116	8,356
総世帯に占める割合(%)	32.3	36.8	40.9	45.0	48.8	51.2	55.7



資料: 国勢調査

65歳以上の高齢者のいる世帯数は、平成27年に8,356世帯と増加傾向にあり、総世帯に占める割合も同様に増加しています。

第2項 本市を取り巻く状況（まちづくり全体への課題）

本市を取り巻く状況をみると、次のような課題が考えられます。

※第2次八幡浜市総合計画より

①少子高齢化が進行し、人口減少社会へ突入しています。

わが国では、平均寿命が延びる一方、出生率が伸び悩み、少子高齢化が進みつつあります。国の総人口も平成22年の国勢調査ではじめて減少に転じ、今後も減少し続けると予想されます。このため、経済成長、社会福祉制度、社会資本や自然環境の維持保全など、さまざまな分野においてマイナス面の影響が心配されています。国の平均を大きく上回るスピードで少子高齢化が進行している本市にとっては、まさにまちづくりを進めていく上で最も深刻な懸案要素です。

②災害に強い安全安心な社会づくりが求められています。

被災者のみならず日本中に衝撃と悲しみをもたらした東日本大震災を契機として、また、全国各地で集中豪雨や台風による大災害が頻発している現況において、安心して暮らせる社会の実現を国民が強く求めています。南海トラフ巨大地震が近い将来起きると言われている中、特に本市は、伊方原発を近隣に控えており、「いざ」に備えたハード、ソフト両面において万全の対策を講じていく必要があります。

③本格的な地域間競争、知恵くらべの時代に入っています。

ここ最近、「地方創生」が声高に叫ばれるようになり、本格的な地域間競争、知恵くらべ時代へ突入しました。全国すべての自治体が人口減少問題をはじめとする国家規模の課題へ今まで以上に真剣に向き合うこととなります。消滅可能性都市リストに名を連ねる本市には一刻の猶予もありません。今後も厳しい状況が続くと予想される中、市民と行政との協働のもと、スピード感をもって八幡浜創生に取り組んでいく必要があります。

④教育の方向性や制度が変わりました。

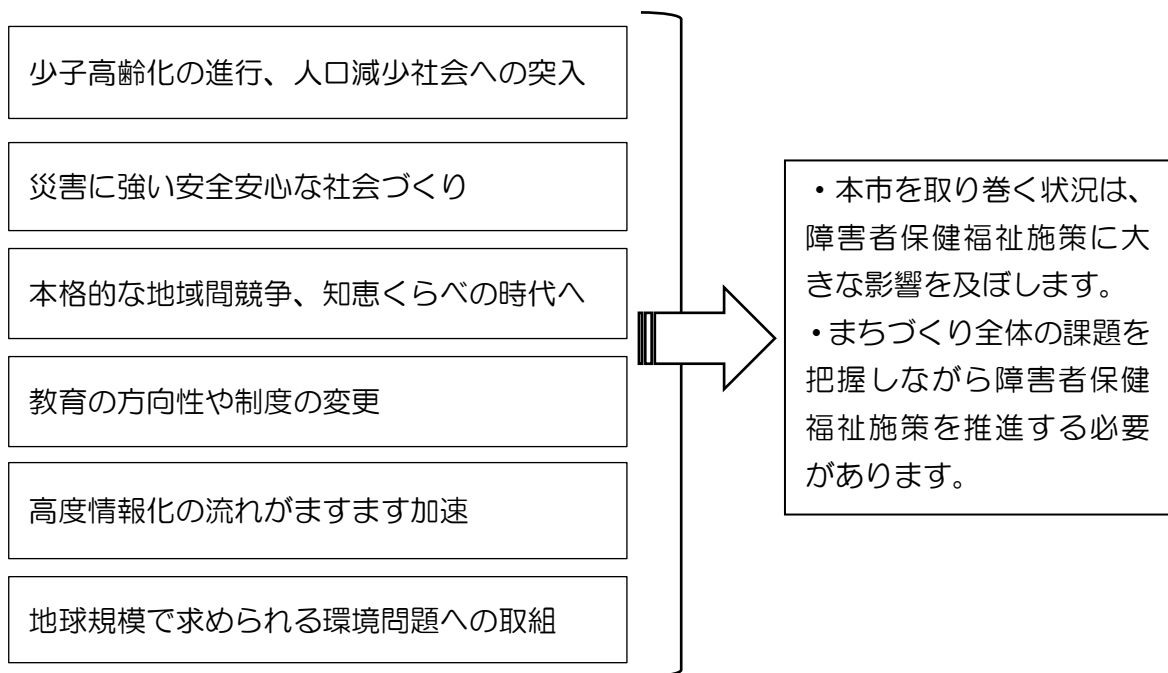
国が第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）で示した教育の基本的方向性は「生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティネットの構築」「絆づくりと活力あるコミュニティの形成の構築」の4項目です。本市においても、これらの方針に基づき、次代を担う子どもたちを育てていかなければなりません。また、教育委員会制度も大きく変わりました。具体的には、教育の政治的中立、継続性・安定性を確保しつつ、首長との連携、地方に対する国の関与の見直しなどを図るため、教育委員長職の廃止に伴う新教育長職の設置、首長による総合教育会議の設置などが義務づけられました。

⑤高度情報化の流れがますます加速しています。

高度情報化の流れは誰も想像しえなかったスピードで加速し続けています。これによって生活や経済活動のスタイルは劇的に変化し、行政のあらゆる分野においても ICT（Information and Communication Technology）の効果的な活用が命題となっています。特に、本市のような地方の小都市にとっては、ビジネス展開する上で、近隣市町を含めた背後人口の少なさ、不利な立地をカバーできるツール（道具）として大きな期待が寄せられています。

⑥地球規模で環境問題への取組が求められています。

地球温暖化など世界規模で環境問題が深刻化している中、環境負担軽減に向けた法整備が進むとともに、国民の意識も高まり、国全体として循環型社会への移行が進みつつあります。しかし、まだ十分とは言えません。本市としても、大切なふるさと、そして、かけがえのない地球の自然環境や生態系への影響を考え、真剣に取り組むべき課題です。



第3項 障害者の状況

(1) 身体障害者手帳保持者数

身体障害者手帳は、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由など、身体機能に永続する障害がある人に交付されるもので、障害の程度によって1級（重度）から6級（軽度）までの区分があります。

本市の身体障害者手帳保持者は、平成26年3月末時点の1,919人から平成29年3月末には1,855人へと若干減少しています。

資料：八幡浜市社会福祉課

■身体障害者手帳保持者数(平成26年3月末)

単位：人

障害の種類	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	52	56	8	7	11	17	151
聴覚・平衡機能障害	10	35	19	16	0	49	129
音声・言語・そしゃく機能障害	2	0	13	5	0	0	20
肢体不自由	210	245	174	292	57	35	1013
内部障害	388	2	80	136	0	0	606
計	662	338	294	456	68	101	1919

■身体障害者手帳保持者数(平成27年3月末)

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	51	53	6	7	11	17	145
聴覚・平衡機能障害	10	38	20	16	0	51	135
音声・言語・そしゃく機能障害	1	0	14	5	0	0	20
肢体不自由	192	249	175	288	60	32	996
内部障害	398	2	79	134	0	0	613
計	652	342	294	450	71	100	1909

■身体障害者手帳保持者数(平成28年3月末)

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	49	51	5	7	11	15	138
聴覚・平衡機能障害	10	38	22	16	0	52	138
音声・言語・そしゃく機能障害	1	0	14	5	0	0	20
肢体不自由	197	247	170	278	60	33	985
内部障害	398	1	77	127	0	0	603
計	655	337	288	433	71	100	1884

■身体障害者手帳保持者数(平成29年3月末)

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	46	49	5	7	13	15	135
聴覚・平衡機能障害	10	37	18	15	0	52	132
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	12	6	0	0	18
肢体不自由	185	230	169	278	62	36	960
内部障害	408	0	74	128	0	0	610
計	649	316	278	434	75	103	1855

※参考：要介護認定者の状況

要介護認定者の推移状況をみると、平成21年の2,153人から平成27年まで増加を続け、平成29年には2,461人に増加しています。

また、推移状況を軽度・中重度別にみると、要支援1・2及び要介護1（軽度）の方が、平成21年から平成27年にかけて大幅に増加し、要介護2～5（中重度）の方は、平成21年以降ほぼ横ばいで推移しています。

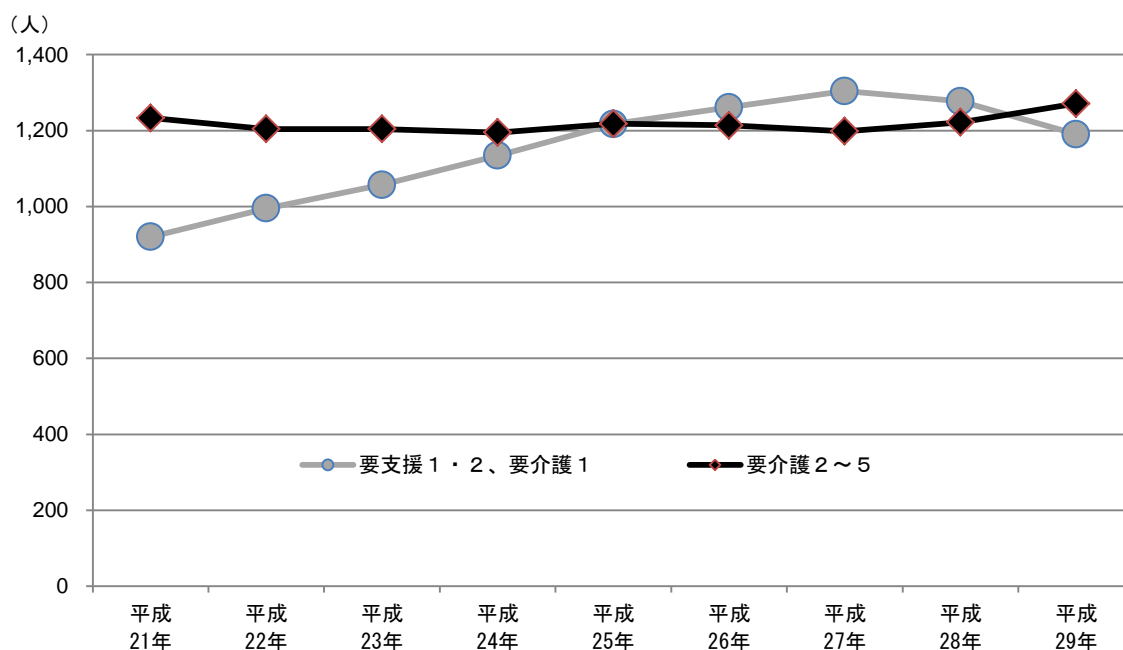
■要介護認定者の推移状況(各年4月)

単位：人

要介護度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
要支援1	170	259	312	340	382	411	410	403	304
要支援2	291	241	229	227	218	211	219	241	274
要介護1	459	495	516	567	617	639	675	633	612
要介護2	393	377	336	323	310	317	346	350	379
要介護3	303	282	314	281	281	252	263	275	318
要介護4	285	292	316	348	337	383	341	352	349
要介護5	252	253	238	243	290	262	248	245	225
合計	2,153	2,199	2,261	2,329	2,435	2,475	2,502	2,499	2,461

資料：八幡浜市保健センター

■要介護認定者の推移状況(軽度：要支援1・2、要介護1 中重度：要介護2～5)



資料：八幡浜市保健センター

(2) 療育手帳保持者数

療育手帳は、知的障害又は発達障害のある人に対して、一貫した指導や相談等の障害福祉サービスを受けやすするために交付されるものです。18歳までに知的障害等が発現した場合が対象となり、障害の程度によってA（重度）とB（中・軽度）に区分されます。

本市の療育手帳保持者は、平成26年3月末時点の309人から平成29年3月末には337人へと約1割増加しています。

年齢別にみると18歳未満は、平成26年の54人が平成29年には62人、18歳以上は、平成26年の255人が平成29年には275人にそれぞれ増加しています。

■療育手帳保持者数(平成26年3月末)

単位:人

	重度	重度以外	計
18歳未満	14	40	54
18歳以上	113	142	255
計	127	182	309

■療育手帳保持者数(平成27年3月末)

単位:人

	重度	重度以外	計
18歳未満	13	36	49
18歳以上	112	149	261
計	125	185	310

■療育手帳保持者数(平成28年3月末)

単位:人

	重度	重度以外	計
18歳未満	12	44	56
18歳以上	115	152	267
計	127	196	323

■療育手帳保持者数(平成29年3月末)

単位:人

	重度	重度以外	計
18歳未満	17	45	62
18歳以上	111	164	275
計	128	209	337

資料：八幡浜市社会福祉課

(3) 精神障害者保健福祉手帳保持者数

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患のため日常生活や社会生活への参加に困難をきたすなど、一定程度の精神障害の状態にある方に交付され、障害の程度によって1級(重度)から3級(軽度)までの等級に区分されます。

本市の精神障害者保健福祉手帳保持者は、平成26年3月末時点の209人から平成29年3月末には249人へと約2割増加しており、その理由は、精神障害者に対する福祉制度等の広報・周知を充実したことや、社会状況等の影響によるものと推測されます。

■精神障害者保健福祉手帳保持者数(平成26年3月末)

	1級	2級	3級	計
人数	28	173	8	209

■精神障害者保健福祉手帳保持者数(平成27年3月末)

	1級	2級	3級	計
人数	32	187	11	230

■精神障害者保健福祉手帳保持者数(平成28年3月末)

	1級	2級	3級	計
人数	28	202	15	245

■精神障害者保健福祉手帳保持者数(平成29年3月末)

	1級	2級	3級	計
人数	28	202	19	249

資料:八幡浜市社会福祉課

(4) 自立支援医療(精神通院)受給者証交付者数

自立支援医療(精神通院)受給者証は、精神疾患による通院を続ける必要がある場合に交付され、医療費は公費負担となります。本市における受給者証の交付者数は、平成22年3月末時点の504人から平成29年3月末には650人まで増加しています。

精神障害者保健福祉手帳保持者数の増加と同じく、近年の社会状況の変化や経済状況等の影響、心の悩みなどから受給者が増加しているものと推測されます。

■自立支援医療(精神通院)受給者証交付者数(各3月末)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
自立支援医療(精神通院)受給者証交付者数	504	584	543	551	584	603	625	650

資料:八幡浜市社会福祉課

第3章 障害者基本計画

第1項 基本理念

前期計画における障害福祉施策の方向性を踏まえ、「誰もが安心して、充実した生活を送れるまちづくり」を基本理念として継承し、まちづくりのさらなる推進に取り組みます。

誰もが安心して、充実した生活を送れるまちづくり

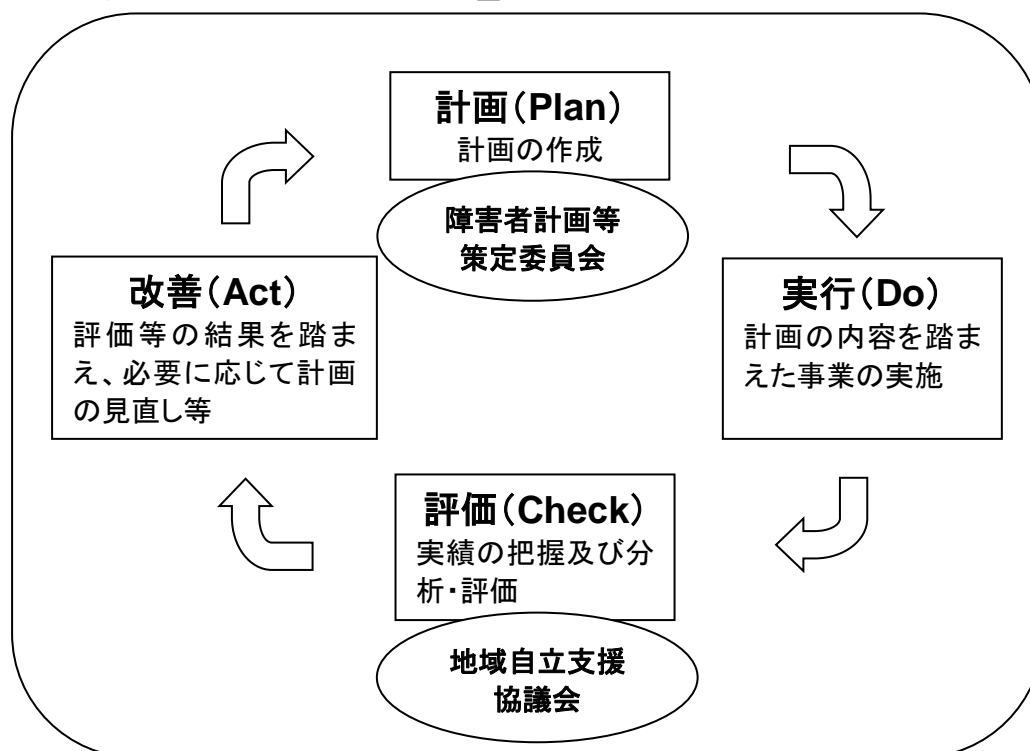
第2項 計画の推進体制

計画をより実効的に推進するため、庁内組織においては、市民福祉部社会福祉課を中心に関係部署と連携を図りながら、また、市全体としては、障害者当事者やボランティアグループ等の市民団体、障害福祉関係事業者との協働により計画を推進します。

第3項 計画の点検・評価

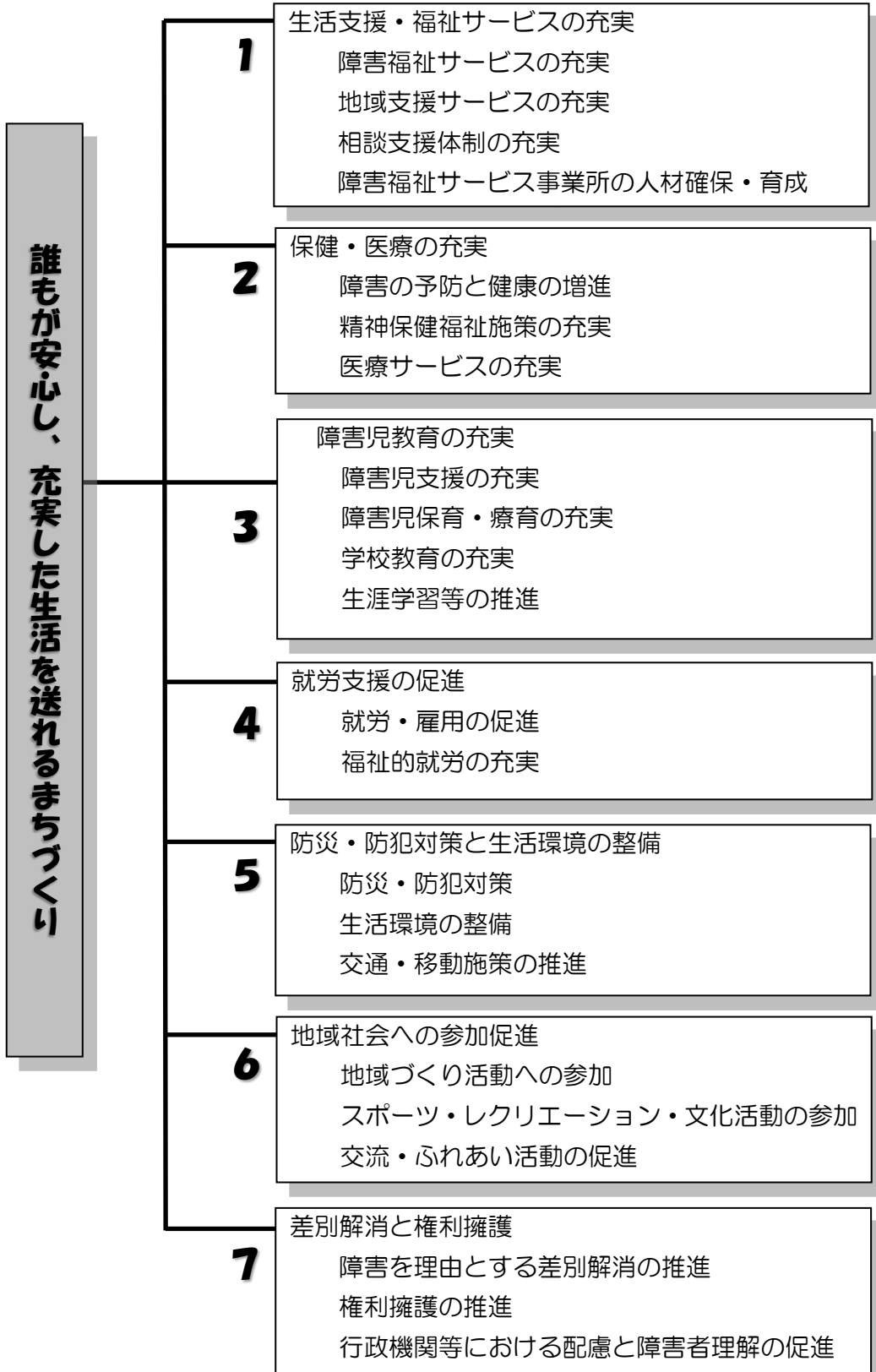
各計画における事業実施状況の点検・評価にあたっては、地域自立支援協議会で検証するとともに、県・近隣市町と連携を図りながら、必要に応じて見直しを行います。

計画におけるPDCAサイクルイメージ図



第4項 基本施策

第4期八幡浜市障害者基本計画においては、次の7つの基本施策を推進します。



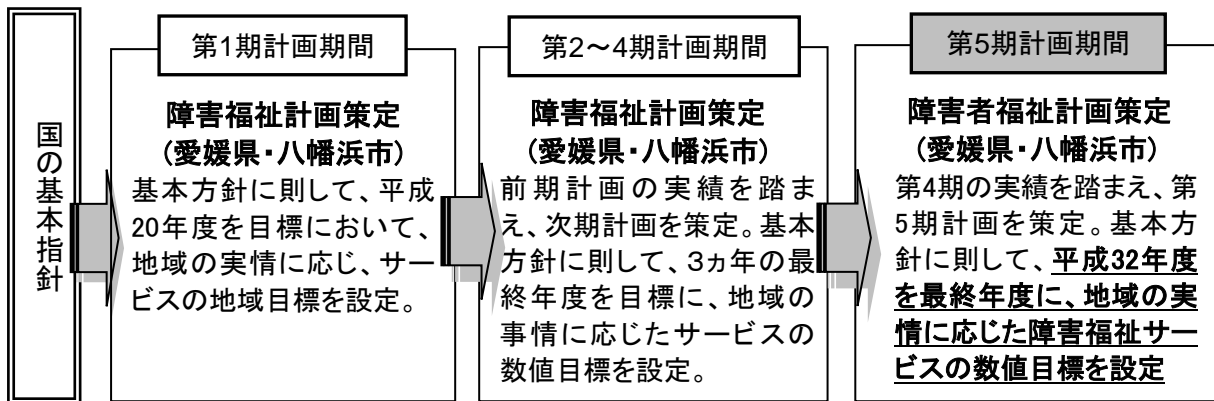
基本施策 1 生活支援・福祉サービスの充実

1. 障害福祉サービスの充実

(1) 障害者総合支援法に基づくサービスの数値目標と基本方針

国の基本指針を踏まえた上で、各項目の数値目標（事業量）を設定します。

18年度	19年度	20年度	21～23年度	24～26年度	27～29年度	30年度	31年度	32年度
------	------	------	---------	---------	---------	------	------	------



障害福祉サービスを提供するにあたっての基本方針

●障害者の自己決定と自己選択の尊重

障害者をサービスの対象として捉えるのではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づいて社会に参画する主体として考えます。障害者施策や障害福祉サービスの実施にあたっては、障害者とその家族、支援者等の意見を聴き、その意見を尊重します。

●市を実施主体とする三障害一元化のサービス提供

障害者が身近な地域で必要な支援を受けることができるよう、市が主体となって障害福祉サービスを提供することを基本とします。障害福祉サービスは、身体・知的・精神・難病等の障害種別によらない拡充と実施をめざします。

●地域生活移行・就労支援の課題対応と地域共生社会の実現

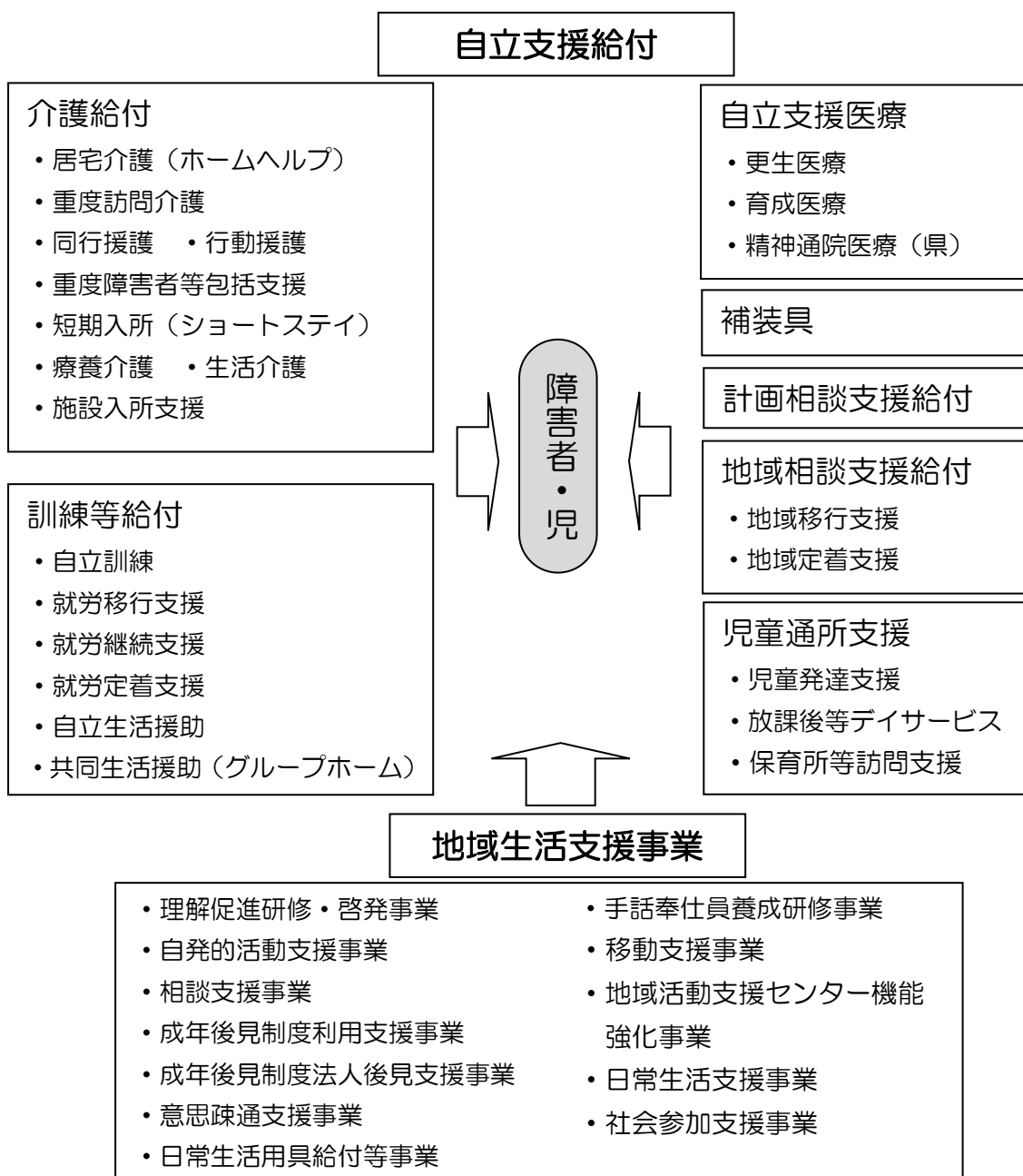
地域生活への移行や就労支援といった、障害者の生活・自立支援ニーズを満たすサービス提供体制の整備を進めます。公的サービスの充実だけでなく、地域住民が支え合う地域共生社会の実現に向けて、市民全体の意識を啓発します。

●障害児の健やかな育成のための発達支援

障害のある子どもや発達に支援を要する子どもたちが、乳児期から成人するまで、一貫した支援とサービスを提供できる体制整備を進めます。充実したサービス提供により、障害児と保護者の心身の健康を増進し、充実した生活を送れることをめざします。

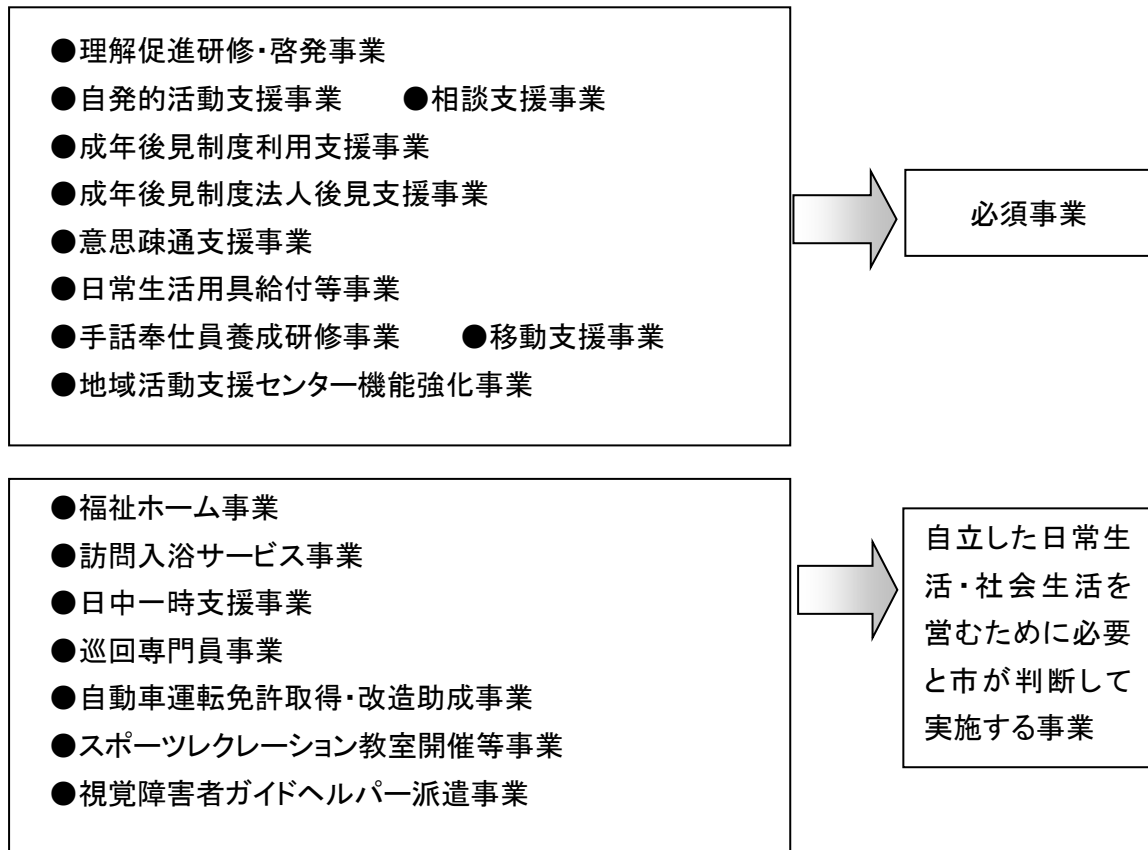
(2) 障害福祉サービスの概要

障害者総合支援法による障害福祉サービスは、個々の障害者に対して支援が必要な度合や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定される「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。



2. 地域支援サービス（地域生活支援事業）の充実

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障害者（児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。地域生活支援事業には、法律上実施しなければならない事業（必須事業）と、地域の実情に応じて市町村の判断で実施する事業（任意事業）があり、今後も地域ニーズを踏まえたサービス提供体制の充実に努めます。



3. 相談支援体制の充実

■現状及び課題について

障害のある人が日常生活を送る上で抱えている様々な問題や悩みを解決し、自立と社会参加を促進するためには、相談体制の整備と充実を図る必要があります。

制度の周知により、相談支援機関を利用する方は増えてきましたが、相談支援機関等の事業所や相談専門員の数は、まだまだ少ないのが現状です。

今後は相談支援機関や医療機関、障害福祉サービス事業所等と連携を図りながら、総合的かつ専門的な相談体制の充実に努める必要があります。

■施策の方向について

(1) 相談事業の充実

障害者が安心して地域で暮らしていくことのできる体制を整えるため、情報提供、相談活動等の推進を図ります。情報提供と相談体制の充実にあたっては、相談支援機関や障害福祉サービス事業所、保健センター等と連携を深め、身近な相談支援体制の充実をめざします。

(2) 地域自立支援協議会（相談支援事業者連絡会）

地域自立支援協議会は、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者によって構成され、障害福祉事業者（団体）の連携と支援体制等を協議する地域障害福祉の中核的な役割を果たす機関です。また、地域自立支援協議会において平成 28 年 7 月に設置した「相談支援事業者連絡会」は、事業者間で情報を共有し、困難事例の対応方法を検討することで、問題の解決と相談専門員自身のスキルアップを図っています。今後も同会議を定期的を開催しながら、障害者の自立に向けた相談体制の整備と充実に努めます。

4. 障害福祉サービス事業所の人材確保・育成

■現状及び課題について

障害者が充実した日常生活を送るためには、それぞれの障害に応じた障害福祉サービスを利用することができる環境づくりが重要です。今後は、障害者に対して継続的に適正な障害福祉サービスを提供できるよう、これまで以上に福祉関係事業所との連携を強化するとともに、サービス提供事業所における人材確保と育成を促進する必要があります。

■施策の方向について

障害者（利用者）のニーズと地域における事業所の受入体制を随時確認しながら、市内又は近隣市町を含む地域内で適正なサービスを利用できる体制整備に努めるとともに、事業所及び関係機関と連携しながら人材確保に努めます。高齢者と障害者（児）が同一の事業所内でサービスを利用することができる共生型サービスの適用について介護保険関係事業所と協議を進めます。

基本施策2 保健・医療の充実

1. 障害の予防と健康の増進

■現状及び課題について

障害の予防には、早い時期での障害が発見、早期に療育を受けることのできる体制整備、障害の発生予防の充実を図ることが大切です。今後も、保健センター等関係機関と連携しながら妊娠期の健康診査や健康相談など各種保健事業を推進するとともに、高齢者の生活習慣病予防のための対策や健康診査、介護予防事業にも取り組んでいきます。

■施策の方向について

(1) 健康づくりの推進

各種健康づくりを総合的に推進し、健康的な生活スタイルの確立をめざします。また、障害の発生について啓発活動を推進し、健康の保持増進を図るとともに、各種健康相談や健康教室の活動の充実に努めます。

(2) 障害及び生活習慣病予防と早期発見

生活習慣病の早期発見、早期治療による障害の発生予防と軽減を図るため、健康教育や健康診査、健康相談等の周知と普及促進に努めます。

(3) 母子保健事業の充実

妊娠期からの健診や健康管理対策を推進するとともに、育児相談や乳幼児の成長段階における健診事業の充実など、育児支援と適切な療育指導に努めます。

(4) 保健・医療・福祉の連携強化

障害を軽減し、障害をもつ人の自立を促進するため、適切な医療と二次障害を予防するリハビリテーションを受けることができるよう、保健・医療・福祉の連携による整備体制づくりを推進します。

2. 精神保健福祉施策の充実

■現状及び課題について

近年の社会・経済情勢により、うつ病や統合失調症など精神疾患の患者は、年々増えています。本市でも、精神障害者保健福祉手帳を所持する方が年々増加し、精神障害者を支える地域社会の形成が重要です。精神障害への偏見や差別の解消には、住民への精神障害及び精神障害者への理解を深めることが大切であり、行政窓口、保健所・保健センター、医療機関等が連携しながら、精神保健福祉施策の充実を図っていくことが必要です。

また、入院中の精神障害者の退院と地域移行を推進するため、退院後に安心して暮らしていくことのできる環境整備に取り組みます。

■施策の方向について

(1) 障害に対する知識の普及・啓発

精神保健知識の普及啓発や精神保健相談の充実に努めるとともに、学習会や講演会を開催して、精神障害に関する正しい知識の普及に努めます。

(2) 相談窓口の充実

精神障害者とその家族のニーズに対応した多様な相談体制の充実を図るとともに、身近な地域で相談ができる相談窓口の体制の充実に努めます。

(3) 生活支援対策の充実

精神障害の発生予防から社会復帰、リハビリテーションまでの幅広い総合的な支援体制と、医師や保健師等と連携して生活支援対策の充実を図ります。

(4) 社会復帰対策の充実

精神障害者が可能な限り地域の中で生活できるよう、訪問系サービスの充実、ショートステイやグループホーム等の各居宅生活支援を推進するとともに、入居保証人の確保など、地域生活移行の障壁となる問題解決に取り組みます。

また、退院可能精神障害者の退院と社会復帰をめざして、県・近隣市町及び医療機関と連携を図り必要なサービスの整備に努めます。

(5) 家族会への加入促進

精神障害者保健福祉手帳所持者、通院治療者に対し、広く家族会を紹介、加入を促進し、本人、家族を支援していきます。

3. 医療サービスの充実

■現状及び課題について

高齢化に伴い、医療機関へかかる方が多くなり、年々、国や地方自治体の予算に占める医療費の割合が高くなっています。障害のある人の健康の保持、障害の軽減、心身機能の維持・回復を促進するためには、身近な地域で受けることのできる医療サービスの充実を図っていくことが大切です。また、障害者が医療機関に通院している割合が多いことから、医療機関との連携をより一層強化します。

■施策の方向について

(1) 障害分野に精通した保健・医療の充実

医療機関と連携して、障害分野に精通し、障害者に配慮した診療内容・体制の充実を図ります。

(2) 医療費の助成

障害の除去・軽減に向けた適切な医療を確保するため、自立支援医療制度等により、適切な助成を行います。

(3) 医療・在宅におけるリハビリテーションの充実

保健、医療、福祉の連携のもとに、身近な医療機関で医学的リハビリテーションを受けることのできる体制を整えていきます。また、在宅におけるリハビリテーションの充実に努め、寝たきり等の防止を図っていきます。

基本施策3 障害児教育の充実

1. 障害児支援の充実

■現状及び課題について

障害のある子どもや発達に様々な課題を持つ子どもには、それぞれの特性に応じた適切な対応が必要であり、乳幼児期における障害の早期発見を図るとともに、早期療育段階から保護者に寄り添い、保護者が子どもへの理解を深め、子育てをしていく力を高めていけるような支援を行うことが大切です。

また、子どもたちが成長する過程で一人ひとりの子どもにあった支援を継続していくには、福祉、保健、医療、教育等の関係機関が密接に連携しながら、ライフステージに応じた切れ目ない支援と一貫した療育・教育体制を整えることが重要です。

■施策の方向について

(1) 相談体制の充実

子どもの発達に関する保護者の悩みや不安を解消し、障害のある子ども一人ひとりに最も適切な保育・教育の場が提供できるよう、発達支援センター・巢立ち、放課後等デイサービス（巢立ちクラブ）、教育支援室、保育所、幼稚園、小・中学校、相談支援事業所など関係機関の連携を密にして、相談体制の充実を図ります。

発達障害や重症心身障害など、それぞれの障害特性を正しく理解し、保育・教育それぞれの場で適切な支援ができるよう、巡回相談や研修等による保育士及び教職員等の質の向上に努めます。

(2) ライフステージに応じた支援の充実

福祉・保健・医療・教育等の関係機関と保育士及び教職員等の担当者間において、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を必要に応じて共有・活用することが重要です。

市が作成している「みかんファイル」を有効活用し、発達支援と療育・教育を開始してから学校を卒業し、社会人になるまで、切れ目ない一貫した支援体制の整備に努めます。

2. 障害児保育・療育の充実

■現状及び課題について

「障害のあるなしに関わらず、誰もが分け隔てなく日常生活を送ることができる社会の実現」というノーマライゼーションの理念に基づき、全ての人々がともに生活し、ともに生きる社会を実現するためには、幼少時から活動を共有し、ともに学びともに育つ中で、障害に対する正しい理解と認識を深めることが重要です。

本市では、子ども・子育て支援事業計画に基づき、支援が必要な子どもへのきめ細やかな対応として、保育所や幼稚園における障害児保育の充実に努めており、今後は、障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に活動する統合保育に向けた取組も求められます。

また、障害のある子どもとその保護者からは、休日等に集える仲間や活動できる場所の提供を求める意見もあるため、今後は、保護者会や家族会等を通じてネットワークの構築と活動の場の確保に取り組む必要があります。

■施策の方向について

(1) 保育所・幼稚園の受け入れ体制及び療育の推進

身近な地域における療育の場を確保するため、障害児保育の充実に努めます。
子ども・子育て支援事業計画に沿って、関係施設の整備と適正な保育士の配置を実施し、障害のある子どもが安全に通所できる環境を整えることで、集団生活における適正な保育によって、子どもたちの健やかな発達につなげます。

(2) 交流保育の充実

障害のある子どもと障害のない子どもとの交流を促進し、子ども同士、保護者同士の相互理解を図ります。

(3) 児童発達支援の充実

子どもの発達に心配のある保護者に対しては、発達支援センター巣立ち等について説明するとともに、発達支援センター巣立ちと保育所・幼稚園の双方で情報を共有しながら、より効果的な療育が実施できるよう努めます。

(4) 巡回保育相談の充実

障害のある子どもが通う市内の保育所・幼稚園に巡回支援専門員（保育士）を派遣して、保育士のスキルアップと保護者への相談体制強化に努めます。

(5) 放課後や長期休業中の支援の充実

障害のある子どもたちの居場所をつくり、集団生活を通じた子どもたちの健全な育成を図るため、放課後等デイサービスのサービス充実に努めます。

夏休みなど学校の長期休業中や休日には、教育支援室によるミュージック・ケアやソーシャルスキルトレーニングなど各種療育事業やイベントを開催し、活動の場の提供と保護者間のネットワークの構築につなげます。



3. 学校教育の充実

■現状及び課題について

特別支援教育は、子どもたち一人ひとりを理解し、きめ細やかな支援・指導を行うものです。本市では、特別支援教育コーディネーターを中心に、幼稚園・小・中学校で特別支援教育の推進と充実に取り組んでいます。また、発達障害等を含む支援が必要な子どもに対しては、学校生活支援員を配置し、子どもたちの健やかな成長につながるよう学校での生活をサポートしています。これからも引き続き、障害児と保護者のニーズを的確に把握して、適切な就学と一貫した教育支援体制の充実に努めます。

また、近年では、子どもたち一人ひとりの多様性に配慮し、障害の有無に関わらず、誰もが望めば、地域の通常の学級で学べる「インクルーシブ教育」を推進する動きが起っています。

今後は、教育委員会と連携しながら、障害児と保護者に対する相談支援体制を一層充実させるとともに、幼稚園・小・中学校で障害理解教育を積極的に推進し、子どもたちが成長した後の共生社会の実現につながるような教育環境を整備する必要があります。

■施策の方向について

(1) 就学指導・相談の充実

障害のある子どもの保護者が抱える悩みや不安を解消・軽減するため、福祉・保健・医療・教育等関係機関が連携して、療育・教育相談を実施します。就学前児童に関しては、発達支援センター・巣立ち、保育所、幼稚園等が保護者や本人の意向を確認しながら、必要な情報を学校に提供し、学校生活への円滑な移行につなげます。

(2) 特別支援教育の推進

障害のある児童生徒一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな指導と支援が行えるよう、放課後等デイサービスなど関係機関と連携しながら幼稚園・小・中学校それぞれの成長過程に適した特別支援教育を推進します。

また、今後の小中学校統廃合も見据えながら、各校における支援体制の機能強化と特別支援教育コーディネーターの実践力向上を図るとともに、様々な障害に対する多様性と専門性を兼ね備えた人材の育成と特別支援教育の充実に努めます。

(3) 障害理解教育の充実

障害の有無に関わらず、お互いを尊重し合い、共に生活することのできる共生社会の実現に向けて、子どもたち自身が考えて行動できるように、障害理解教育を推進します。

また、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流活動を促進し、ふれあいを深めることで、お互いを思いやる心を育む教育環境を整備します。

(4) 教職員の資質の向上

幼児及び児童生徒それぞれの成長段階と障害の程度に応じた多様な教育ニーズに対応するために、指導力の向上につながる研修会や講演会等に積極的に参加するとともに、担当者会議の開催や校内研修の充実に努めます。

(5) 学校施設・設備の改善・充実

障害のある子どもが安全な環境で教育を受けることができるよう、校内の段差解消やトイレの改修等の施設整備と併せて、校内での移動が困難な子どもに対しては、状況に応じた移動支援を行うなど合理的配慮に努めます。

4. 生涯学習等の推進

■現状及び課題について

長い人生において、教育課程を修了した後も自らの意思で学習して成長し、生きがいを感じながら自分らしく生きていくことは、人間として当然の権利です。また、障害者が地域の中で自立した生活を送るためには、障害者一人ひとりがそれぞれの特性に応じた可能性を引き出し、社会生活の基礎を養うことが重要になります。

しかしながら、社会活動や生涯学習の機会に参加する障害者の人数は依然として少ないのが現状です。そのため、今後は、障害者が積極的に社会活動に参加できる環境づくりと障害者に配慮した生涯学習の機会を提供できる体制整備が重要になります。

■施策の方向について

(1) 生涯学習の充実

障害者のニーズに応じた生涯学習活動を推進するとともに、障害のある人と障害のない人との交流を促進し、地域生活への移行と定着につなげます。

また、障害者が参加しやすいような講演会等の企画や交流・ふれあいの場の確保・提供に努めます。

(2) 生涯学習施設の整備

障害者が生涯学習に気軽に参加できるように、関連施設における段差解消、スロープ設置、身体障害者用トイレの整備などバリアフリー化を進めます。

基本施策4 就労支援の促進

1. 就労・雇用の促進

■現状及び課題について

障害のある人が就労して収入を得ることは、本人の社会参加と経済的自立のみならず、生活の質の向上と生きがいづくりにつながります。しかしながら、福祉施設から一般就労への移行は難しい面が多く、障害のある人の就労率は依然として低い現状にあります。

今後は、障害者の就労移行と就労継続を支援する事業所及び関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実と地域の特性に応じた就労支援体制の整備に取り組みます。

■施策の方向について

(1) 就労支援の促進とネットワークの構築

県やハローワーク等の関係機関と連携して、障害者雇用率制度の周知・啓発に努めます。また、法定雇用率の達成に向けて障害者雇用の推進を企業に働きかけるとともに、障害者就業・生活支援センターを中心として、就労支援に関する情報交換や施策の検討を行っていくネットワークの構築に努めます。

(2) 障害特性に応じた就労支援

障害者の能力や特性に応じた働き方を支援するため、短時間雇用、在宅就業等に対応した障害者の雇用機会の拡大を図るとともに、情報通信技術（ICT）を活用した働き方について、必要な支援、環境づくりに取り組みます。

2. 福祉的就労の充実

■現状及び課題について

一般企業への就労が困難な障害者であっても、地域社会での自立した生活を希望する方には、日中の就労の場を確保して職業を通じた社会参加を果たすことが重要です。しかしながら、障害者の雇用が義務付けられる一定規模以上の事業所が地域に少ないため、福祉的就労施設（就労継続支援B型事業所など）を利用する方が多い状況にあります。

今後は、多様な障害種別に応じた福祉的就労施設等の整備、工賃向上につながるような製品の開発、販売促進及び受注促進の支援に取り組みます。

■施策の方向について

(1) 福祉的就労施設等の充実

障害者一人ひとりが障害の状態に応じた就労の場を確保・充実できる環境を整備するため、施設や作業所等の関係事業者との連携をさらに強化し、継続的な運営に必要な支援を行います。

(2) 製品の開発、販路の拡大

福祉的就労への支援を図るため、就労継続支援B型や小規模作業所等の自主製品の開発、販売促進及び受注促進を支援するとともに、市で調達する物品等について福祉的就労施設等の指名・選定の機会を増やすよう取り組みます。
また、市内の企業や団体に対しても積極的な利用を呼びかけます。

(3) 新たな雇用の創出

一人でも多くの障害者が身近な地域で就労できる環境を整備するため、福祉的就労施設への参入を検討する団体があれば積極的にサポートします。
また、事業所及び関係機関と連携しながら、新たな授産事業の開始や障害者が就労可能な雇用の場の創出について取り組みます。



基本施策5 防災・防犯対策と生活環境の整備

1. 防災・防犯対策

■現状及び課題について

平成23年3月11日の東日本大震災をはじめ、台風被害や豪雨による土砂災害など、近年、日本各地で大規模な自然災害が頻発しています。また、東日本大震災では、被災による死者の6割が65歳以上の高齢者であったことや、被災による障害者の死亡率が被災住民全体の死亡率の約2倍だったことを教訓に、全国の自治体では、災害時の要援護者に対する避難支援体制の確立が急務となっています。

本市では、これまでに、障害者や高齢者の安全確保を図るため、防災・防犯に関する意識啓発、避難行動要支援者名簿の作成、緊急通報システムの設置など、地域ぐるみの総合的な防災・防犯対策に努めてきました。

今後は、障害のある人に配慮した防災・防犯体制の一層の充実を図るため、引き続き住民意識の啓発に努めるとともに、緊急通報システム装置の普及、災害発生時の避難誘導體制及び避難所等の整備に取り組みます。

■施策の方向について

(1) 防災意識の啓発と防災訓練への参加促進

地域防災計画に基づいて、防災意識の普及啓発を進めるとともに、防災訓練等への障害者やご家族の参加を促進し、基礎的な防災意識や防災技術を習得できるように指導し、自主防災体制の確立に努めます。

(2) 避難誘導體制の確立

災害発生時における障害者の安全を確保するため、自主防災組織など事前に協定を締結した避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿等の情報を提供し、要支援者の把握と掘り下げを行います。

また、避難支援等関係者と連携しながら、障害者本人や家族に聞き取り調査を行い、避難行動に必要な支援内容等の計画(個別プラン)の作成に取り組み、避難誘導體制の確立に努めます。

(3) 避難所等の整備

災害発生時における避難場所と避難所(避難施設)の周知に努めるとともに、各避難所において、障害者に配慮した受入体制と環境整備に取り組みます。

また、福祉避難所(市保健センター)に関しては、医療・保健機関や障害者関係事業者等の意見を参考にして、避難所開設後の運営方法等を検討します。

(4) 緊急時の情報提供体制の整備

災害の予知及び災害時に迅速に対応できるよう、防災関係機関との連携を密にし、障害をもつ人が安心して生活できる環境づくりに努めるとともに、ファクシミリやEメール・携帯電話等の情報通信機器の活用を検討する等、通報体制の強化に努めます。

(5) 防犯意識の普及促進

障害者が犯罪に巻き込まれない環境づくりを促進します。近年多発する振り込め詐欺等に対しては、警察と協力して、被害を未然に防ぐ情報提供と意識啓発に努めます。また、消費生活センターと連携しながら、障害者に対する悪徳商法等の被害防止と意識啓発に取り組みます。

2. 生活環境の整備

■現状及び課題について

住宅は生活の基盤であり、障害者が快適な日常生活を営むには、それぞれの障害にあった住宅の整備が必要です。また、障害のある人は、自宅での生活を望んでおり、地域における適切な居住環境を確保するための支援が求められています。

今後は、障害者の在宅での自立生活と家族の介護負担軽減を図るため、住宅改造費用等の助成制度を周知するとともに、障害の特性やニーズに応じた住まいづくりを推進します。

■施策の方向について

(1) 地域における生活場所の確保に向けた支援

障害のある人が住み慣れた地域で暮らすことができるように、入所施設から地域生活への移行を促進するため、グループホーム等の整備、民間賃貸住宅や空き家の活用等、地域における居住場所の確保に努めます。

また、相談支援事業所と連携しながら、地域移行・地域定着支援事業の活用、入居に必要な保証人の確保など多面的に入居を支援します。

(2) 公営住宅等の整備

障害者が安心して暮らすことのできる居住の場を確保するため、公営住宅や公共施設の整備に際して、ユニバーサルデザインに配慮した仕様とします。

(3) コミュニケーション支援の充実

手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を養成し、派遣事業の推進を図るとともに、講演会やイベントなど様々な場で手話通訳者を設置するよう取り組みます。

また、ボランティア等との連携を図り、点字・朗読・手話・要約筆記等のボランティアの育成を推進します。

3. 交通・移動施策の推進

■現状及び課題について

本市ではこれまで、歩行が困難な方や車いす利用者の外出を支援するサービスを実施してきました。また、ハード面については、市庁舎や病院、体育施設等の公共施設に身障者用のトイレを設置し、歩道には視覚障害者誘導用ブロックの敷設等を整備していますが、外出環境の整備は、まだ十分とはいえません。

障害のある人が障害のない人と同じように積極的に社会活動に参加するには、それぞれの障害に適した移動手段の確保が必要です。また、公共施設等の建物における物理的障壁（バリア）や道路の段差の解消など、障害者にとっての社会的阻害要因を取り除き、誰もが安心して利用できる環境を整備できるように取り組みます。

■施策の方向について

(1) 広報活動の推進

公共施設の設置・改修の際には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）に基づき、障害者の利用に配慮した整備を進めます。また、民間事業者が設置する施設においても、県や関係機関と連携を図りながら、障害者にやさしいまちづくりを積極的に広報します。

(2) 障害者にやさしい空間の確保

道路等を整備する際には、歩道の幅員確保と段差の切り下げ、視覚障害者の誘導用ブロック、音声案内設備や案内標識の効果的な設置など、障害者等にやさしい空間の確保に努めます。

(3) 外出支援の充実

障害者が地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるためにも、障害者の外出支援を充実させ、障害者と地域住民との交流・ふれあいの場を増やします。具体的には、運転免許取得や障害に対応した自動車への改造助成、身体障害者補助犬の給付、ガイドヘルパーの養成・派遣など、移動対策の充実を図ります。また、地域生活支援事業における移動支援事業の充実を図るため、実施事業者等と連携した効果的なサービスを提供します。

(4) 交通安全施設の整備

障害者にやさしく安全な交通環境を整えるため、県や関係機関と連携を図り、障害者に配慮した信号機の整備に努めるとともに、障害特性に対応した見やすくわかりやすい道路標識及び道路標示の整備を図ります。

基本施策6 地域社会への参加促進

1. 地域づくり活動への参加

■現状及び課題について

障害をもつ人も障害をもたない人も住みなれた地域で充実した生活を送るためには、全ての市民が障害や障害者に対する差別や偏見を取り除き、正しい知識と理解を深めていくことが重要です。

これまでの啓発活動によって、市民の障害者に対する意識は徐々に高まってきましたが、今後も市民に対する意識啓発活動を積極的に推進し、全ての地域住民がお互いに理解し合える住みよいまちづくりを進める必要があります。

■施策の方向について

障害や障害者に関する認識と理解を深めるため、市広報誌やインターネット等を活用して、障害者団体等の活動や各種イベントを積極的に紹介するほか、障害者や家族に分かりやすいパンフレット等の発行や障害福祉関連の情報を入手しやすい環境整備に取り組みます。

県及び関係機関と連携しながら、障害者週間、知的障害福祉月間、精神保健普及運動月間及び障害者雇用支援月間等の諸行事と障害に関する啓発事業を推進します。

2. スポーツ・レクリエーション・文化活動の参加

■現状及び課題について

スポーツは、障害者にとって体力の維持・増強のみならず、機能訓練や機能回復の面でも非常に効果的であり、障害者の自立や社会参加を促進し、障害者の健康的な生活を営むには、重要な役割を担っています。しかしながら、障害者の余暇の過ごし方は「テレビ・ビデオ」が多く、スポーツ活動や文化活動に参加する人は少ない状況であり、障害のある人が余暇活動としてスポーツやレクリエーション等を気軽に楽しめる環境が十分に整備できているとはいえません。

障害者が気軽にスポーツを体験し、イベントに参加できる環境づくりを進めるため、施設のバリアフリー化など物理的な整備のほか、スポーツ指導員の養成など人的な整備も今後の課題となります。

■施策の方向について

(1) スポーツ・レクリエーション・文化活動の振興

各障害者団体など関係機関と連携を図り、障害者に配慮したスポーツ・レクリエーション・文化活動を推進するとともに、障害に対する理解を深めるため、障害をもたない人に対しても積極的に周知し、参加機会の創出に努めます。

(2) スポーツ・レクリエーション・文化活動に携わる人材の養成及び確保

スポーツ・レクリエーション・文化活動に携わる人材を育成するため、県や関係機関と連携して研修会や講習会を開催し、参加活動の場の拡充に努めます。

3. 交流・ふれあい活動の推進

■現状及び課題について

障害者の多くは、地域での当たり前生活を望んでおり、休日等に活動できる仲間や交流・ふれあい活動の場を求める声が多くあります。障害者やその家族の声を聴く機会を定期的に設け、その時々ニーズを把握することで、今後の障害福祉施策の推進につなげる取組が必要です。

また、交流・ふれあい活動を継続するには、障害者関係団体との連絡調整やイベント等の運営を支えるボランティアやNPO団体等の役割が重要になります。そのため、ボランティア活動やNPO団体への支援を通して、人材の育成・確保に努めるとともに、交流・ふれあい活動の普及と参加機会の拡充を進める必要があります。

■施策の方向について

障害者の自主的な社会参加と地域生活への移行をめざして、交流・ふれあい活動を推進するため、NPO・ボランティア活動を積極的に支援するとともに、活動に携わる人材の育成・確保に努めていきます。

市職員をはじめ、地域住民と障害福祉関係者との交流や各障害者関係団体が意見交換できる場を確保していきます。

基本施策7 差別解消と権利擁護

1. 障害を理由とする差別の解消

■現状及び課題について

全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、「障害者差別解消法」等に基づき、障害を理由とする差別解消の推進に取り組みます。

■施策の方向について

「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念について普及を図ります。

平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行を踏まえて、国や県と連携しながら、企業・団体をはじめ市民に障害者に対する差別解消の啓発に努めます。

2. 権利擁護の推進

■現状及び課題について

障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律を踏まえ、「八幡浜市障害者虐待防止センター」を中心に関係機関とのネットワークを強化して、虐待防止、早期発見、早期対応、再発防止等に取り組む必要があります。

判断能力が十分でない人が自己の権利・利益を守り、人間らしい生活を営むには、各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等の支援が必要です。また、障害者の家族にとって、親亡き後の障害者の財産と生活を守ることは大変重要な問題であり、家族の不安や悩みを解消・軽減するためにも、八幡浜市社会福祉協議会に運営を委託する「八幡浜市権利擁護センター」と連携しながら、成年後見制度等の周知と利用促進を図る必要があります。

■施策の方向について

(1) 障害者（児）虐待の防止

「八幡浜市障害者虐待防止センター」を中心に、相談支援事業所等と連携しながら、障害者の虐待防止と早期発見、養護者に対する支援に取り組みます。

(2) 成年後見制度等の周知・普及と利用促進

障害者の人権に関する実態を踏まえ、判断能力が不十分な者の財産と権利を保護するため、八幡浜市権利擁護センターにおいて、成年後見制度をはじめ障害者の権利擁護に関する各種事業を適正に実施し、利用者を支援することで、障害者と家族の不安や悩みの解消・軽減につなげます。

事業を委託する八幡浜市社会福祉協議会と連携しながら、制度の周知と市民後見人の養成など、地域全体で障害者を支える環境づくりに努めます。

3. 行政機関等における配慮と障害者理解の促進

■現状及び課題について

障害者がそれぞれの障害特性に応じた適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等に対する障害者理解の促進が必要です。

障害者がその権利を円滑に行使することができるように、選挙における投票行為や行政サービスを利用する際の障害者に対する配慮に努める必要があります。

■施策の方向について

事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障害者が求める「社会的障壁の除去」の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。

障害者への配慮マニュアルを関係部署の職員に周知し、障害者に関する理解を促進することにより、窓口等における障害者への対応の充実を図ります。また、アクセシビリティに配慮した行政情報の提供に努めます。



第4章 障害者福祉計画・障害児福祉計画

第1項 計画推進の方向性

八幡浜市第4期障害者基本計画の基本理念に基づき、計画推進の方向性を次のとおり定めます。

【障害者福祉計画】

1 障害福祉サービス等の充実

障害者一人ひとりのニーズに応じた障害福祉サービスを提供するとともに、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を充実し、適正なサービス利用につなげます。

2 福祉施設から地域生活への移行促進

地域における居住の場としてグループホーム等での共同生活を支援するとともに、障害者の自立した生活に向けて福祉施設から地域生活への移行支援を促進します。

3 福祉施設から一般就労への移行促進

就労移行支援、就労継続支援事業等の充実と就労機会の拡大に取り組み、障害者福祉施設から一般就労への移行と就労定着につなげます。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

障害のある人と障害のない人が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、全ての住民がともに生活する中で、生きがいを持ち、お互いを高め合うことのできるような地域共生社会の実現に向けて、子どもや高齢者福祉も含めた一体的な取組を展開します。

5 計画相談の充実

障害福祉サービス利用者のニーズに対して、迅速かつ適正に対応できるように、相談支援事業所との連携を強化するとともに、計画相談等の質の向上を図ります。

【障害児福祉計画】

1 障害児通所支援等の充実

障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた障害福祉サービスを提供し、子どもと保護者に寄り添った支援が実施できるよう、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援等の体制整備を充実します。

2 早期療育による健やかな育成

乳幼児期における障害の早期発見と早期の支援開始につなげる環境を整備することで、障害のある子どもの能力を最大限に伸ばし、障害児の健やかな育成を図ります。

3 障害児支援体制の充実

障害のある子どものライフステージに応じた適正な支援と療育・教育を提供するため、福祉・保健・医療・教育・就労支援等の関係機関と連携を強化し、就学・進学・就職など成長段階における切れ目のない一貫した支援をめざします。

第2項 計画策定のポイント

第5期障害者福祉計画及び第1期障害児福祉計画では、次の点に考慮して計画を策定します。

<第5期障害者福祉計画等に係る国の基本指針の見直し内容>

○地域における生活の維持及び継続の推進

障害者の自立等の観点から、福祉施設入所者を地域生活へ移行するとともに、移行した後の地域生活を維持するため、第4期計画に引き続き成果目標を設定。なお、成果目標（数値）については、障害者の高齢化や重度化などの実情を踏まえて設定（変更）。

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえて体勢を整備するとともに、精神科病院から地域生活への移行について、引き続き成果目標を設定。なお、成果目標については、最近の実績等を踏まえて設定。

○就労定着に向けた支援

福祉施設から一般就労への移行について、第4期計画に引き続き成果目標を設定。なお、成果目標については、最近の実情を踏まえて設定するとともに、新たに事業所と家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援サービスが創設（平成30年4月施行）されることから、就労定着後の項目についても追加。

○障害児のサービス提供体制の計画的な構築

児童福祉法等の改正により、障害児福祉計画の作成が義務付けられたことから、障害児支援の提供体制の確保についても、新たに成果目標に加えることとしたもの。

○地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けて、住民が主体的に取り組むための仕組みづくりや、専門的支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づいて協働する包括的な支援体制の構築を行う。具体的な成果目標や指標はないが、サービス提供体制等の整備に関し、関係者や障害者本人が参画して行う議論を踏まえ、必要に応じて、広域的な整備の在り方を計画に位置づけて推進するもの。

○発達障害者支援の一層の充実

発達障害者（児）が、可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるように、地域の実情を踏まえ、支援のための地域協議会を新たに開催するなどの指標を設定することとしたもの。

第3項 障害福祉サービス等の成果目標

①施設入所者の地域生活への移行

国の基本方針

①平成 32 年度末までに、平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行するとともに、②平成 32 年度末時点の施設入所者数を平成 28 年度末時点から 2%以上削減することを基本とする。

平成 28 年度末時点で施設に入所している障害者の人数は 77 人となっています。

平成 32 年度末までに地域生活に移行する人数として 7 人（9.1%）を目標値に設定するとともに、平成 32 年度末の施設入所者は、2 人（2.6%）削減した 75 人をめざします。

項目	数 値	考え方
平成 28 年度末時点の入所者数(A)	77 人	○平成 28 年度末時点で施設に入所している障害者数
【目標値①】 地域生活移行者数	7 人 9.1 %	○平成 32 年度末までに施設入所からグループホーム等へ移行した障害者数の目標
【目標値②】 削減見込(A-B)	2 人 2.6 %	○平成 32 年度末時点での施設入所者数の削減目標

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本方針

平成 32 年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。都道府県は、平成 32 年度末における入院後 3 ヶ月時点、入院後 6 ヶ月時点及び入院後 1 年時点の退院率の目標値をそれぞれ 69%以上、84%以上及び 90%以上として設定することを基本とする。

平成 32 年度末までに、協議会やその専門部会など、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。また、愛媛県と連携して、退院可能な精神障害者に対して地域生活への移行を支援する取り組みを充実させます。

項目	数 値	考え方
【目標値】目標年度の市町ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置数	1 箇所	○平成32年度の市町ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置数

③地域生活支援拠点等の整備

国の基本方針

市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成32年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とする。

障害者（児）の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、障害者の地域生活を支援する5つの機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受入・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり等）を備えた、切れ目ない支援体制を構築するため、平成32年度末までに地域生活支援拠点の整備をめざします。なお、市単独での整備が困難な場合には、近隣の市町を含む広域での整備を検討します。

項目	数値	考え方
【目標値】目標年度の地域生活支援拠点数	1箇所	○平成32年度末の地域生活支援拠点数

④福祉施設から一般就労への移行等

国の基本方針

平成32年度中に就労移行支援事業所を通じた一般就労への移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上にすることを基本とする。

本市における平成28年度の福祉施設から一般就労への移行者数は1人となっています。平成32年度に福祉施設から一般就労に移行する人数として、3人をめざします。

項目	数値	考え方
平成28年度の一般就労移行者数	1人	○平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	3人 3(倍)	○平成28年度の一般就労移行実績の3倍(1.5倍以上)

国の基本方針

平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末の利用者数から2割以上増加することをめざす。

本市における平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数は13人となっています。平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数として、16人をめざします。

項目	数値	考え方
平成28年度末の 就労移行支援事業利用者数	13 人	○平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数
【目標値】目標年度の 就労移行支援事業利用者数	16 人	○平成28年度末における利用者から2割 以上増加
	123.1 (%)	

国の基本方針

就労移行率3割以上である就労移行支援事業所を平成32年度末までに全体の5割以上とすることをめざす。

本市の平成32年度末における就労移行支援事業所数は1箇所の見込みであるため、この事業所の就労移行率が3割以上となることをめざします。

項目	数値	考え方
平成32年度末における就労 移行支援事業所数(1)	1 箇所	○平成32年度末時点の就労移行支援事業所数(見込み)
平成32年度末における 就労移行率3割以上の 就労移行支援事業所数(2)	1 箇所	○平成32年度における利用者のうち、当該年度中に3割以上が一般就労へ移行した就労移行支援事業所の数
【目標値】就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合 (2)／(1)	100 %	○平成32年度に就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合

⑤一般就労への職場定着率

国の基本方針

各年度における就労定着支援の開始から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

就労定着支援は、就労移行支援等を利用して一般就労した障害者に対して就労後の生活を支援することで職場定着につなげるサービスで、平成30年度から開始されます。支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることをめざします。

項目	数値	考え方
各年度中の就労定着支援事業利用者数(1)	5 人	○当該年度中に新規で就労定着支援事業を利用する見込み者数
上記利用者のうち、就労が定着した人数(2)	4 人	○上記のうち、支援開始から1年経過後も就労が定着している者の見込み者数
【目標値】目標年度の就労定着率(2)／(1)	80 %	○就労定着支援事業利用者のうち、支援開始から1年経過後の就労定着割合

⑥障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置

国の基本方針

平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町に少なくとも1ヶ所以上設置することを基本とする。

児童発達支援センターは、施設に通う子どもの通所支援や、障害のある子どもや家族への支援、保育所・幼稚園などの障害のある子どもを預かる機関との連携・相談・支援を行う施設です。当市は、現在設置している「発達支援センター巣立ち」における障害児の発達支援と相談体制の一層の充実に取り組みます。

項目	数値	考え方
【目標値】児童発達支援センター設置数	1 箇所	○平成32年度末の児童発達支援センター設置数

(2) 保育所等訪問支援の利用体制の構築

国の基本方針

平成32年度末までに、すべての市町において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

児童発達支援センター等による保育所等訪問支援等により、平成32年度末までに、保育所等で訪問支援を利用できるサービスの提供体制の調整を図ります。

項目	数値	考え方
【目標値】保育所等訪問支援が利用可能な体制の構築	1 箇所	○平成32年度末の保育所等訪問支援箇所

(3) 重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本方針

平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町に少なくとも1ヶ所以上確保することを基本とする。

平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町に少なくとも1カ所以上確保することを基本とします。市単独での確保が困難な場合には、圏域での設置を含めて検討します。

項目	数値	考え方
【目標値】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 箇所	○平成32年度末の重症心身障害児支援児童発達支援事業所の設置数
【目標値】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 箇所	○平成32年度末の重症心身障害児支援放課後等デイサービス事業所の設置数

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本方針

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各市町において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町において、保健、医療、障害福祉、保育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とします。

項目	数値	考え方
【目標値】医療的ケア児を支援する関係機関の協議の場	1 箇所	○平成30年度末の医療的ケア児を支援する関係機関の協議の場を設ける

※医療的ケア児

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの「医療的ケア」が日常の中で必要な子どものこと。

第4項 本計画で定める障害福祉サービス等の体系図

対象計画	給付の種類	サービス区分	サービスの種類
障害者福祉計画 及び 障害児福祉計画	自立支援給付	訪問系	居宅介護
			重度訪問介護
			行動援護
			同行援護
			重度障害者包括支援
		日中活動系	生活介護
			自立訓練（機能訓練・生活訓練）
			就労移行支援
			就労定着支援【新設】
			就労継続支援（A型・B型）
			療養介護
		居住系	短期入所
			自立生活援助【新設】
			共同生活援助（グループホーム）
		相談支援	施設入所支援
	計画相談支援		
	地域移行支援		
	地域生活支援事業	必須事業	地域定着支援
			理解促進研修・啓発事業
			自発的活動支援事業
			相談支援事業
			成年後見制度利用支援事業
			成年後見制度法人後見支援事業
			意思疎通支援事業
			日常生活用具等給付事業
			手話奉仕員養成研修事業
			移動支援事業
地域活動支援センター機能強化事業			
任意事業		福祉ホーム事業	
	訪問入浴サービス事業		
	日中一時支援事業		
	巡回支援専門員事業		
地域生活促進支援事業	自動車運転免許取得・改造助成事業		
	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業		
障害児福祉計画	児童福祉法に基づく給付	視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業	
		成年後見制度普及啓発事業	
		児童発達支援	
		放課後等デイサービス	
		保育所等訪問支援	
		医療型児童発達支援	
		障害児相談支援	
居宅介護型児童発達支援【新設】			

第5項 障害福祉サービスの見込量

(1) 障害福祉サービス（自立支援給付）の見込量

障害福祉サービスのうち、自立支援給付は、①訪問系サービス、②日中活動系サービス、③居住系サービス④相談支援の4つに区分されます。以下に記載する各サービスの利用量は、平成27年度と平成28年度は実績、平成29年度は実績見込み、平成30年度～平成32年度は過去の実績や現在の状況を基に算出した見込み数値を推計値として記載しています。サービスの見込量は、定期的に調査・分析を行い、自立支援協議会の中で進捗状況を報告することで、必要に応じた計画の見直しや各施策の効果的な実施につなげます。

①訪問系サービス

訪問系サービスは、障害者の居宅等において日常生活を営む上で必要な支援を提供します。

平成27年度からは利用者、日数とも年々減少していますが、施設から地域生活への移行を推進する計画の方向性に基づいて毎年2名の利用者の増加を想定し、平成30年度に55人分、平成31年度に57人分、平成32年度には59人の利用人数を見込んでいます。時間については実績値を参考に見込んでいます。

■訪問系サービス

人：月平均利用人数 時間：全体の月平均利用時間

	サービス名	実績値			推計値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系サービス	居宅介護	54人	48人	48人	55人	57人	59人
	重度訪問介護						
	行動援護	648時間分	666時間分	716時間分	825時間分	855時間分	885時間分
	同行援護						
	重度障害者等包括支援						

サービス見込量確保のための方策

- 利用者のニーズを的確に把握し、それぞれの障害の状況に応じた事業所とサービス内容等の情報を利用者に提供します。
- 障害支援区分判定審査会の意見や生活環境等を考慮しながら、障害者の自立した生活に向けたサービスの提供につなげます。
- 計画相談支援事業所と連携を図りながら、支給決定基準に則した適正なサービス利用の確保に努めます。
- 地域生活に移行した障害者が安定した生活を送れるよう、サービス提供事業所との連携を強化します。

②日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設における入浴・排せつ・食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

平成 30～32 年度においては、実績値を踏まえ、100人の利用者を見込んでいます。日数については、障害者の高齢化等を踏まえて見込んでいます。

■生活介護

人：月平均利用人数 時間：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人	102	102	94	100	100	100
人日分	2,012	2,080	1,930	2,100	2,100	2,100

(2) 自立訓練（機能訓練）

身体障害者又は難病患者が自立した日常生活を送れるように、理学療法士や作業療法士による身体的リハビリテーションや生活に関する相談等の支援を行います。

平成 28 年度の実績はありませんでしたが、平成 30～32 年度においては、1 人の利用者を見込んでいます。日数については、過去の実績値を参考に見込んでいます。

■自立訓練（機能訓練）

人：月平均利用人数 時間：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人	1	0	0	1	1	1
人日分	12	0	0	8	8	8

(3) 自立訓練（生活訓練）

知的障害者又は精神障害者が自立して日常生活を送れるように、食事や家事等の生活能力を向上させる訓練や生活に関する相談等の支援を行います。

平成 30～32 年度においては、実績値を踏まえ、10人の利用者を見込んでいます。日数については実績値を参考に見込んでいます。

■自立訓練（生活介護）

人：月平均利用人数 時間：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人	10	7	10	10	10	10
人日分	228	187	239	250	250	250

(1)～(3)におけるサービス見込量確保のための方策

- 利用者本人が自身の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報を随時提供し、一人ひとりの障害特性や適性に応じたサービス利用を促進します。
- サービス利用希望者の情報を適切に把握し、有効なサービス提供体制の整備に努めます。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- サービス提供事業者に対して、障害特性を理解した従事者の確保・養成を促すことで、サービスの充実につなげます。

(4) 就労移行支援

就労を希望する障害者に対して、一定期間にわたって、生産活動及び職場体験等の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のつながる訓練や支援等を行います。

平成 30～32 年度においては、近年増加傾向にある実績を踏まえ、平成 30 年度から毎年 1 名程度の利用者の増加を見込み、平成 30 年度に 14 人分、平成 31 年度に 15 人分、平成 32 年度には 16 人分を見込んでいます。日数については実績値を参考に見込んでいます。

■就労移行支援

人：月平均利用人数 時間：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人	4	9	13	14	15	16
人日分	87	171	261	280	300	320

(5) 就労継続支援（A型）

一般企業での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった人には、一般就労への移行に向けた支援を行います。

平成 30～32 年度においては、相談支援事業所と連携を取りながら利用可能な対象者に随時情報を提供することとし、平成 30 年度から毎年 1 名程度の利用者の増加を見込んでいます。日数については実績値を参考に見込んでいます。

■就労継続支援(A型)

人：月平均利用人数 時間：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人	21	19	19	22	23	24
人日分	361	324	345	352	368	384

(6) 就労継続支援（B型）

就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援します。

平成 29 年度時点で、小規模作業所から就労継続支援B型への移行を検討中の団体も存在することから、平成 30 年度以降の利用者は、年々増加することを見込んでいます。日数については実績値を参考に見込んでいます。

■就労継続支援(B型)

人：月平均利用人数 時間：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
人	82	78	78	83	85	87
人日分	1,506	1,429	1,446	1,494	1,530	1,566

(7) 就労定着支援（平成30年度より新設）

一般就労へ移行した障害者が就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、一定期間にわたって、事業所や家族との連絡調整等の支援を行うサービスです。

平成 30～32 年度においては、一般就労への職場定着率の目標値を踏まえ、5 人の利用者を見込んでいます。

■就労定着支援

人：年間利用実人数

	実績値			推計値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
人	—	—	—	5	5	5

(4)～(7)におけるサービス見込量確保のための方策

- 自立支援協議会を通じて、企業、学校、福祉施設、ハローワーク等の関係機関との連携を促進し、職場の開拓や個々の状況に応じた支援体制の整備に努めます
- 相談支援事業所や就労移行支援・就労継続支援事業所と連携を取りながら、就労意欲の高まりに対応した支援体制づくりに取り組みます。
- 就労継続支援B型事業所のうち、いきいきプチファームについては、市の指定管理者が事業を運営しているため、定期的に運営状況を検証（モニタリング）し、安定かつ継続的な事業の実施を図ります。
- 就労継続支援事業所等における就労の場を確保するため、物品の購入に関する優先調達を推進するとともに、施設が実施する事業のPRに努めます。
- 就労定着支援については、新規創設サービスであるため、サービス内容や事業所要件を正確に把握して実施事業者の確保に努め、障害者が安定した就労生活を継続できるよう、定着に向けた生活支援を行います。

(8) 療養介護

医療を要する障害者で、常時介護を要する者に対して、病院等で行われる機能訓練や医学的管理下の介護及び日常生活上の支援等を提供します。

平成 30～32 年度においては、実績値を踏まえ、13 人の利用者を見込んでいます。

■療養介護

人：年間利用実人数

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人	12	12	13	13	13	13

(9) 短期入所

居宅での介護が一時的に困難な場合に、障害者に施設へ短期入所してもらい、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を提供します。

平成 30～32 年度においては、実績値を踏まえ、10 人の利用者を見込んでいます。日数については実績値を参考に見込んでいます。

■短期入所

人：月平均利用人数 時間：全体の月平均利用時間

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人	8	7	6	10	10	10
人日分	56	67	55	75	75	75

(8)～(9)におけるサービス見込量確保のための方策

- 利用者本人が自身の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報を随時提供し、一人ひとりの障害特性や適性に応じたサービス利用を促進します。
- できるだけ身近な地域での受入体制が整備できるよう、共生型サービスの適用について、介護関係事業所との連携を図ります。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。

③居住系サービス

(1) 自立生活援助（平成30年度より新設）

対象は、障害者施設やグループホーム等の利用者で一人暮らしを希望する障害者であり、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うためのサービスです。利用期間は原則1年間で、必要が認められる場合には更新することができます。具体的には次の支援を行います。

- ①定期的な巡回訪問又は通報を受けての随時訪問
- ②相談対応等による状況把握
- ③必要な情報の提供、助言・相談

④関係機関との連絡調整

⑤その他、障害者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助

平成 30～32 年度においては、3 人の利用者を見込んでいます。

■自立生活援助

人：年間利用実人数

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人	—	—	—	3	3	3

サービス見込量確保のための方策

- 新たに創設されるサービスであるため、実施事業者の確保に努めます。
- 地域生活移行にかかる成果目標の達成につながるように、計画相談支援を通して適切なサービスの提供を図ります。
- 支援が必要な人にサービスが行き届くよう、関係事業者と連携した情報提供に努めます。
- 近年、入居に必要な保証人の確保できない等の案件が発生しているため、他自治体の取組や先進事例等を調査しながら、対応及び解決方法を検討します。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

就労継続支援など日中活動サービス等を利用している障害者を対象に、主に夜間や休日においてサービスを提供します。共同生活を行う住居での食事の援助、掃除、洗濯、買い物など日常生活関連動作の支援、緊急時の応急対応、健康管理、服薬管理、金銭管理の援助、地域生活のルール、コミュニケーション支援、余暇活動の支援などを行います。

平成 30～32 年度においては、利用者の重度化・高齢化による影響を踏まえ、毎年 2 名ずつの利用者の増加を見込んでおり、平成 30 年度に 43 人、平成 31 年度に 45 人、平成 32 年度には 47 人分の利用としています。

■共同生活援助

人：年間利用実人数

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人	42	42	39	43	45	47

(3) 施設入所支援

施設に入所する障害者を対象に、主に夜間や休日においてサービスを提供し、入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

平成 28 年度に利用者が増加しましたが、施設入所者における地域生活への移行目標値や事業所の状況等も踏まえ、毎年 1 名ずつの利用者の減少を見込んでおり、平成 30 年度に 76 人、平成 31 年度に 75 人、平成 32 年度には 74 人分の利用としています。

■施設入所支援

人：年間利用実人数

	実績値			推計値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
人	83	85	75	76	75	74

(2)～(3)におけるサービス見込量確保のための方策

- 本人、家族、ボランティア団体、地域等と連携して障害者が地域で自立して暮らしている体制を確立していきます。
- グループホームは障害者が地域で自立した生活を送るための重要な役割を担う社会資源であるため、近隣市町を含めて一層の設置促進に取り組みます。
- 施設入所支援については、状況に応じて介護保険制度など他制度への移行も検討します。
- 真に必要な障害者が利用できるよう、待機者と入所中の障害者の状況を随時確認します。
- 入所者の地域生活への移行意欲を高められるように、関係事業者と連携しながら情報提供に努めます。

④相談支援

相談支援のうち、個別給付の対象となるのは、「計画相談支援」と「地域相談支援」です。「地域相談支援」は、対象者によって「地域移行支援」と「地域定着支援」に分けられます。計画相談支援は、障害福祉サービスや地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用する際に「サービス等利用計画」を作成し、一定期間ごとに計画を検証（モニタリング）して見直しを行うものです。

「地域移行支援」は、障害者支援施設や精神科病院等に入所する18歳以上の障害者を対象として、地域生活に移行する際の「地域移行支援計画」を作成したり、住居の確保や地域生活移行に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限定）の体験利用などの支援を行うものです。

「地域定着支援」は、居宅において単身で生活し、地域生活が不安定な障害者に対して、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急訪問や緊急対応等の相談支援を提供するものです。

「計画相談支援」は、サービス全体の利用者数を勘案し、平成30～32年度でそれぞれ45人分の利用を見込み、「地域移行支援」及び「地域定着支援」は、過去の実績と計画相談支援の増加を踏まえて、平成30～32年度でそれぞれ3人の利用者を見込んでいます。

■相談支援

人：年間利用実人数

		実績値			推計値		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
計画相談支援	人	31	36	33	45	45	45
地域移行支援	人	1	2	0	3	3	3
地域定着支援	人	0	1	1	3	3	3

サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、障害者の相談支援体制の充実を図ります。
- 対応困難事例にも対応できるよう専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- サービス利用支援により、必要なサービスや事業所等を分析、計画し、モニタリングによって適正なサービスの継続に努めます。
- 地域相談支援については、訪問相談や利用者や家族等への情報提供に努めるとともに、医療機関や関係事業所と連携をとりながら、地域生活への移行と定着につなげます。

(2) 障害福祉サービス（地域生活支援事業）の見込量

① 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、障害者に対する理解を深めるための教室・研修会の開催や広報活動を通じて、住民の意識を啓発し、共生社会の実現を図る事業です。平成30～32年度においても、引き続き取り組みます。

■ 理解促進研修・啓発事業

	実績値			推計値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
事業実施の有無	有	有	有	有	有	有

サービス見込量確保のための方策

- 共生社会の実現に向けて、地域住民が参加し易く、内容の分かり易い事業を企画します。
- 参加者に対してアンケート調査を実施して改善を積み重ねることで、より効果的なイベントの実施と広報活動につなげます。

(2) 自発的活動支援事業

障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族、地域住民等による自発的な取組（ピアサポート、障害者や家族との交流会など）を支援することで共生社会の実現を図る事業です。

平成29年度までは、主に当事者活動などに対して支援をしてきました。平成30～32年度においても、引き続き支援を継続します。

■ 自発的活動支援事業

	実績値			推計値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
事業実施の有無	有	有	有	有	有	有

サービス見込量確保のための方策

- 障害者やそのご家族、支援団体の意向を十分に考慮して、自発的な取り組みを側面から支援することで、障害者の地域生活移行と就労支援につながるよう取り組みます。
- 実施主体から相談があった場合には、他市の先進事例や効果的な取組など随時情報を提供するなど連携を図ります。

(3) 相談支援事業

障害児の保護者又は障害者等の介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、障害者に対する虐待の防止と早期発見、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うものです。

平成30～32年度においては、平成29年度と同様に4事業所で事業を実施します。

■相談支援事業

	実績値			推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援事業所数	4	4	4	4	4	4

サービス見込量確保のための方策

- 更なる相談支援体制の強化を図るため、今後は、基幹相談支援センターの設置も含めて、地域生活支援拠点の整備を検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用する知的障害者又は精神障害者で、成年後見制度を利用することが有用であると認められる方に、成年後見制度の利用に要する費用（申立費用、後見等報酬）を支給し、必要な援助を行うものです。

平成28年度までの実績はありませんが、今後は、成年後見制度の利用が必要な方は増加すると見込まれるため、平成30～32年度においては、1名ずつの増加を見込んでいます。

■成年後見制度利用支援事業

	実績値			推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
年間利用実人数	0	0	0	1	2	3

サービス見込量確保のための方策

- 成年後見制度の一層の周知を図るとともに、相談支援事業者と連携しながら潜在的な利用希望者の掘り起しを行います。
- 制度の周知や説明会などを開催することで、成年後見制度の利用を必要とする人が確実に制度を利用できるように取り組みます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する人財育成等の研修、安定的な組織体制を構築するための支援を行うものです。

当市では、八幡浜市社会福祉協議会が成年後見人に就任し、法人による後見事務等を実施しています。平成30～32年度においても、八幡浜市社会福祉協議会等と連携しながら必要に応じた支援を実施します。

■成年後見制度法人後見支援事業

	実績値			推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業実施の有無	無	無	無	有	有	有

サービス見込量確保のための方策

- 制度の周知を図るとともに、八幡浜市社会福祉協議会等との連携を強化しながら、状況に応じた支援を行います。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能・音声機能・視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対して、手話通訳者の設置や手話通訳者等の派遣を行うことで、意思疎通の円滑化を図るものです。

平成30～32年度においては、実績値を踏まえ、同程度の利用者を見込んでいます。

■意思疎通支援事業

	実績値			推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者設置事業 実施箇所	2	2	2	2	2	2
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 年間利用総人数	163	116	125	150	150	150

サービス見込量確保のための方策

- 手話通訳者及び要約筆記者の確保など、提供体制の整備に努めます。
- 事業の周知に努めるとともに、幅広いニーズに対応できるよう手話通訳者等の技術向上に向けた取組を支援します。

(7) 日常生活用具給付等事業

重度障害者に対して、日常生活用具の給付等を行うことで、日常生活の便宜を図り、自立した日常生活と社会性格及び福祉の増進を図るものです。

平成30～32年度においては、実績値を踏まえ、同程度の利用者を見込んでいます。

■日常生活用具給付等事業

	実績値			推計値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
年間総利用件数	1,234	1,196	1,223	1,200	1,200	1,200

サービス見込量確保のための方策

- 事業の周知に努めるとともに、障害の特性に応じた適切な日常用具の給付に努めます。
- 用具の機能や性能の向上に合わせた給付用具の見直しなど、利用者の日常生活向上の便宜を図ります。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者との交流促進を支援するため、日常会話程度の手話表現技術を習得した者（手話奉仕員）を養成する事業です。

平成30～32年度においては、実績値を踏まえ、同程度の講習終了者を見込んでいます。

■手話奉仕員養成研修事業

	実績値			推計値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
養成講習終了見込者数	11	10	10	10	10	10

サービス見込量確保のための方策

- 八幡浜市社会福祉協議会と連携しながら、手話奉仕員の養成に取り組みます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出するための支援を行うことにより、障害者の日常生活における自立と社会参加の促進を図る事業です。

平成30～32年度においては、実績値を踏まえ、同程度の利用者を見込んでいます。

■移動支援事業

	実績値			推計値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
年間利用実人数	4	4	4	6	6	6
年間総利用時間	399	432.5	443	420	420	420

サービス見込量確保のための方策

- 事業を周知するとともに、障害者のニーズに対応可能な提供体制の整備に努めます。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

雇用されることが困難な障害者等に対して、創作的活動や生産活動の機会を提供したり、社会との交流促進の便宜を供与することで、障害者等の地域生活支援を促進する事業です。地域活動センターは、実施する事業、職員配置及び利用者によって、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分類されます。

地域活動支援センターⅠ型は、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化の調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図る普及啓発等の事業を実施します。相談支援事業も併せて実施していることが要件で、1日あたりの実利用人数は、20人以上とされています。平成29年度末時点で、市内の実施事業所は1箇所です。

地域活動支援センターⅡ型は、雇用・就労が困難な在宅障害者及び在宅難病患者等に対して、機能回復訓練、言語訓練、社会的適応訓練、更生相談等のサービスを実施するもので、平成29年度末時点で市内に事業所の設置はありません。

地域活動支援センターⅢ型は、自立支援給付に基づく事業所の併設や小規模作業所等の実績が5年以上あること等が要件で、1日あたりの実利用人数は、10人以上とされています。平成29年度末時点で、市内の実施事業所は2箇所です。

平成29年度時点で、Ⅲ型（小規模作業所）から自立支援給付の就労継続支援B型事業所への移行を検討している事業所が存在しますが、平成30～32年度の推計値では、暫定的に同程度の利用者を見込んでいます。

■地域活動支援センター事業

利用者数：月平均利用者数

		実績値			推計値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センターⅠ型	実施箇所	1	1	1	1	1	1
	利用者数	30	30	30	30	30	30
地域活動支援センターⅡ型	実施箇所	0	0	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0	0	0
地域活動支援センターⅢ型	実施箇所	2	2	2	2	2	2
	利用者数	27	35	35	35	35	35

サービス見込量確保のための方策

- 障害特性に応じた活動の場を提供するとともに、活動内容の充実を図ります。
- 利用者の継続的な参加と事業所の運営安定化を図るため、引き続き運営費を助成します。
- 就労継続支援B型事業所のうち、いきいきプチファームについては、市の指定管理者が事業を運営しているため、定期的に運営状況を検証（モニタリング）し、安定かつ継続的な事業の実施を図ります。
- ニーズに合ったサービス利用確保のため、自立支援協議会、市内及び近隣市町のサービス提供事業者とも連携しながら、サービス提供体制を維持します。

②任意事業

(1) 福祉ホーム事業

住居を求めている障害者に対して、居室その他の設備を低額な料金で提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援する事業です。

平成30～32年度においては、実績値を踏まえ、同程度の利用者を見込んでいます。

■福祉ホーム事業

	実績値			推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施箇所	1	1	1	1	1	1
年間利用実人数	3	3	3	3	3	3

サービス見込量確保のための方策

- 任意事業ではあるため、地域におけるグループホーム等の実情と障害者のニーズを的確に把握し、近隣市町も含めた受入体制の整備に努めます。

(2) 訪問入浴サービス事業

障害者等の身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図るため、障害者の居宅を訪問して、入浴サービスを提供する事業です。

市内の実施事業所は1箇所ですが、平成30～32年度においては、実績値と地域ニーズを踏まえ、同程度の利用者を見込んでいます。

■訪問入浴サービス事業

	実績値			推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施箇所	1	2	1	1	1	1
年間利用実人数	4	4	3	4	4	4

サービス見込量確保のための方策

- 障害特性と地域ニーズに対応できるよう、実施事業所の維持と体制整備に努めます。

(3) 日中一時支援事業

障害者を日常的に介護する家族の就労支援や一時的な休息を目的として、障害者等の日中における活動の場を確保（デイサービス等）し、見守りや社会の適応に向けた日常的な訓練を行う事業です。

平成30～32年度においては、平成29年度実績と同程度の利用者を見込んでいます。

■日中一時支援事業

	実績値			推計値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
実施箇所	6	6	6	6	6	6
年間利用実人数	13	20	30	30	30	30

サービス見込量確保のための方策

- 地域の実情と利用ニーズを的確に把握して、利用者の公平性が保てるよう、実施事業所と連携を取りながら実施します。
- 介護する家族のニーズや障害特性に対応できる体制整備に努めます。

(4) 巡回支援専門員事業

障害の早期発見と早期対応のための助言や支援を行う専門員（保育士）を配置し、保育所等の児童や保護者が集まる施設・場を巡回し、助言及び相談等の支援を実施することで、保護者の不安や悩みを解消するとともに、発達支援センターや放課後等デイサービス等のサービスを周知し、発達障害児等の健全な成長と福祉向上につなげる事業です。

平成30～32年度においても、支援を継続します。

■巡回支援専門員事業

	実績値			推計値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
事業実施の有無	有	有	有	有	有	有

サービス見込量確保のための方策

- 「発達支援センター巣立ち」との連携を強化して、早期の気付きと相談及び通所支援につなげます。
- 市内の保育所及び小中学校と連携して、保育士や担当教諭との情報共有と効果的な巡回指導につなげます。

(5) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増進と交流を図るとともに、障害者スポーツの普及と障害者の社会参加を推進する事業です。本市では、八幡浜市社会福祉協議会の事業を委託して教室を開催しています。

平成30～32年度においても、引き続き八幡浜市社会福祉協議会に委託して事業を実施します。

■スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

	実績値			推計値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
実施箇所	1	1	1	1	1	1

サービス見込量確保のための方策

- 障害者ニーズを把握するとともに、関係機関と連携して効果的な事業の実施に努めます。

(6) 自動車運転免許取得・改造助成事業

障害者の外出を支援して自立した日常生活を図るため、自動車運転免許の取得や運転に必要な自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

ここ数年間の利用は少ない状況ですが、平成30～32年度においては、2件程度の利用者を見込んでいます。

■自動車運転免許取得・改造助成事業

	実績値			推計値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
年間利用実人数	0	1	0	2	2	2

サービス見込量確保のための方策

- 制度を周知・広報するとともに、相談支援事業所等の関係機関と連携しながら、ニーズの把握に努めます。

(7) 視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業

視覚障害者に対してガイドヘルパーを派遣し、コミュニケーション及び移動等を支援する事業です。

ここ数年間の実績はありませんが、平成30～32年度においては、2件程度の利用者を見込んでいます。

■視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業

	実績値			推計値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
年間利用実人数	0	0	0	2	2	2

サービス見込量確保のための方策

- 制度を周知・広報するとともに、相談支援事業所等の関係機関と連携しながら、ニーズの把握に努めます。

(3) 障害福祉サービス（地域生活促進支援事業）の見込量

(1) 成年後見制度普及啓発事業

成年後見制度利用促進のために必要な啓発活動、研修会、説明会等を開催することで、要支援者の社会参加促進と福祉の増進を図る事業です。本市では、八幡浜市社会福祉協議会に事業を委託して実施しています。具体的な事業の内容については、後見業務の新たな担い手として、市民が後見の役割を担えるように市民後見人養成講座を開催しているほか、虐待防止に関する研修会や障害者差別禁止法の研修会等を開催しています。

平成30～32年度においても、引き続き、八幡浜市社会福祉協議会に委託して事業を実施します。

■権利擁護支援事業(成年後見制度普及啓発事業)

	実績値			推計値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業実施の有無	有	有	有	有	有	有

サービス見込量確保のための方策

- 八幡浜市社会福祉協議会と連携しながら成年後見制度の一層の周知に努め、潜在的な利用希望者の掘り起しを行います。
- 市民後見人養成講座については、基礎編と実務編を各7回開催して、要支援者に対する支援体制の整備につなげます。
- 虐待防止及び障害者差別解消法に関する研修会を毎年度開催し、障害者を家庭と地域で支える環境づくりに努めます。
- 参加者の意見を踏まえて、より効果的な講座及び研修会の開催につなげます。

(4) 障害福祉サービス（児童福祉法に基づく給付）の見込量

児童福祉法に基づき、「障害児通所支援」、「障害児入所支援」及び「障害児相談支援」が適切に実施されるよう、次の事業を実施します。なお、「障害児入所支援」の実施主体は愛媛県であり、支給決定についても県が行っています。

①障害児通所支援

(1) 児童発達支援

発達支援センター築立ちにおいて、療育の必要性が認められる就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応など、個別のプログラムに沿った集団療育を行います。平成30～32年度は、実績値を踏まえて、52人の利用者を見込んでいます。日数については実績値を参考に見込んでいます。

■児童発達支援

人：月平均利用人数 時間：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
人	33	35	33	52	52	52
人日分	114	112	91	182	182	182

(2) 放課後等デイサービス

障害のある小学校から高校までの児童生徒を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、放課後等の居場所づくりを行うことで、学校教育と相まって、障害児の健全な育成と障害者の自立を推進するものです。本市では、平成29年3月に市内の事業所が閉鎖されることを受け、同年4月に市が「発達支援センター巣立ち」に放課後等デイサービス部門を開設して、サービスを提供しています。

平成30～32年度においては、直近の実績と保護者ニーズを踏まえ、33人の利用者を見込んでいます。日数については実績値を参考に見込んでいます。

■放課後等デイサービス

人：月平均利用人数 時間：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
人	13	14	23	33	33	33
人日分	87	97	144	363	363	363

(1)～(2)におけるサービス見込量確保のための方策

- 障害児の療育相談や発達支援のニーズは高いため、「発達支援センター巣立ち」を中心に、子どもの成長段階における保護者の悩みや不安を軽減、解消できる相談窓口の体制整備とサービスの充実に取り組みます。
- 子育て支援課、学校教育課、保健センター等の関係部署と連携し、保護者に対する周知と情報提供、多様化するニーズの把握に努めます。
- 障害のある子ども一人ひとりに対して、最も適切な発達支援が実施できるように、専門知識と経験を有する職員を配置して支援体制の強化に取り組みます。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスの連携を一層強化して、切れ目のない支援体制の整備に努めます。
- ニーズの増加に対応するため、近隣市町も含めた新規事業所の確保に努めるとともに、医療的ニーズに対応した重度心身障害児の発達支援体制についても検討します。
- 18歳到達時に適切かつ円滑に障害福祉サービスへ移行できるよう、サービス提供体制の調整を図ります。

(3) 保育所等訪問支援

支援員が保育所等を訪問し、対象となる児童に対して集団生活への適応に必要な支援を行うとともに、保育所等のスタッフに対して専門的な指導を行うものです。平成 29 年 3 月に市内の実施事業者が閉鎖されたため、平成 29 年度の実績はありませんが、過去には一定のニーズが存在していたことから、実施事業者が確保できた場合を想定して、平成 30～32 年度の各年度で 5 人（月 2 回程度）の利用を見込んでいます。

■保育所等訪問支援

人：月平均利用人数 時間：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人	0	0	0	5	5	5
人日分	0	0	0	10	10	10

※保育所等訪問支援の年間利用者数は、平成 27 年度 4 人、平成 28 年度 2 人の実績あり。

サービス見込量確保のための方策

- 保護者ニーズの把握と新規事業所の確保に努めます。
- 事業所が開設された際に円滑にサービスが提供できるよう、「発達支援センター巢立ち」と保育所間との連携を密にしながら情報共有を進めるとともに、保育所スタッフのスキルアップを図ります。

(4) 居宅訪問型児童発達支援（平成 30 年度より新設）

居宅訪問型児童発達支援は、児童福祉法の改正に伴い平成 30 年 4 月から開始されるサービスで、重度の障害があり児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難な在宅障害児を対象としています。障害児の自宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技術の付与等の支援を行うサービスです。

平成 29 年度時点で実施予定の事業所はありませんが、重度心身障害児の保護者からは一定のニーズがあると思われるため、実施事業所が設置された場合を想定して、平成 30～32 年度の各年度で 2 人（週 3 回程度）の利用を見込んでいます。

■居宅訪問型児童発達支援

人：月平均利用人数 時間：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人	—	—	—	2	2	2
人日分	—	—	—	24	24	24

サービス見込量確保のための方策

- 在宅障害児の発達支援の機会を確保するため、事業所の早期確保に努めます。
- 障害児相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。

②障害児入所支援（福祉型・医療型）

障害児入所支援は、障害児の保護、日常生活の指導及び自立に必要な知識や技能の付与を行うもので、福祉サービスを行う「福祉型」、福祉サービスと併せて治療やリハビリも行う「医療型」があります。

障害児入所支援の実施及び支給決定は愛媛県になりますが、市が実施する障害児通所支援と県が実施する障害児入所支援が相互に機能するよう、愛媛県と連携しながら取り組みます。

③障害児相談支援

障害児相談支援は、障害児通所支援を利用する障害児の保護者を対象とするサービスです。相談支援専門員が、障害児の心身の状況や置かれている環境、障害児又はその保護者の意向等を確認しながら、「障害児支援利用計画」を作成し、モニタリングによる計画の見直しを行うものです。

平成30～32年度においては、実績値を踏まえ、5人の利用者を見込んでいます。

■障害児相談支援

人：月平均利用人数 時間：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
人	5	5	11	5	5	5

サービス見込量確保のための方策

- 障害児本人とその家族が障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、適切な事業者情報を提供します。
- 効果的な相談支援が実施されるよう、相談支援事業所及び相談支援専門員との連携強化と体制整備に努めます。

④医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ニーズの高い障害児を支援する事業所は全国的に少なく、たんの吸引や導尿等の医療的ケアを必要とするこども（医療的ケア児）は、身近な地域で十分な支援を受けることができない状況となっています。この問題に対応するため、国の基本方針において、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築として、「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」を促進することが示されました。本市においては、関係機関

による協議の場の設置と併せて、平成 30 年度にコーディネーターを 1 名配置できるように取り組みます。

■医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 配置人数

	実績値			推計値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人	—	—	—	1	1	1

サービス見込量確保のための方策

- 国の基本方針で示された「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」と併せて、平成 30 年度にコーディネーターを 1 名配置できるよう取り組みます。
- 協議の場の設置とコーディネーターの配置については、自立支援協議会における関係団体の意見交換を踏まえて準備を進めます。

障害福祉サービス別 提供事業所一覧 ①

サービス（事業）名	事業所（団体）名	所在
訪問系サービス	おるで新町ヘルパーステーション	八幡浜市
	セントケア八幡浜	八幡浜市
	ニチイケアセンター八幡浜	八幡浜市
	社協ヘルパーステーション八幡浜	八幡浜市
	社協ヘルパーステーション保内	八幡浜市
	訪問介護ステーション ももたろう	八幡浜市
	ヘルパーステーションしらさぎ	大洲市
	共同連えひめ南予支部	大洲市
日中活動系（生活介護）	障害者福祉サービス事業所いきいきプチファーム	八幡浜市
	希望の森	西予市
	松葉学園	西予市
	野村育成園	西予市
	宇和ひまわりの郷	西予市
	第二障害者支援施設 野村学園	西予市
	野村学園	西予市
	大洲ホーム	大洲市
	大洲育成園	大洲市
	大洲市立大洲学園	大洲市
日中活動系（自立訓練）	生活訓練事業所ハーブハウス	八幡浜市
就労移行支援	障害者福祉サービス事業所いきいきプチファーム	八幡浜市
	多機能型事業所KOHOLA（八幡浜市の事業所は未実施）	西予市
	夢・たまご	大洲市
	ワークいかた	伊方町
就労継続支援A型	多機能型事業所KOHOLA	八幡浜市
	株式会社 夢・たまご	大洲市
	障がい者福祉サービス事業所 うちこ工房	内子町
就労継続支援B型	わくわくみらい館やわたはま	八幡浜市
	多機能型事業所 KOHOLA	八幡浜市
	障害者福祉サービス事業所いきいきプチファーム	八幡浜市
	宇和ひまわりの郷	西予市
	松葉学園	西予市
	就労移行支援事業所あおぞら	西予市
	大洲育成園	大洲市
	Sa. おいでや	大洲市
	株式会社 夢・たまご	大洲市
	ワークいかた	伊方町
短期入所 （ショートステイ）	短期入所施設ハーブハウス	八幡浜市
	希望の森	西予市
	松葉学園	西予市
	大洲ホーム	大洲市
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活介護事業所 ラベンダー	八幡浜市
	共同生活事業所かぜ	西予市
	夢の家	西予市
	Sa. おいでや	大洲市
相談支援	地域活動支援センターくじら	八幡浜市
	和泉蓮華会障がい者特定相談支援事業所八幡浜	八幡浜市
	あさひみらいしょうがい者・児相談支援センター	八幡浜市
	相談支援事業所 希望の森	西予市
	相談支援事業所こすもす	西予市
	大洲ホーム	大洲市
	大洲育成園	大洲市
指定相談支援事業所 ワークいかた	伊方町	

※八幡浜・大洲圏域の事業所のうち、利用実績のある事業所を記載

障害福祉サービス別 提供事業所一覧 ②

サービス（事業）名	事業所（団体）名	所在
自発的活動支援事業	精神ボランティアグループ はまかぜ	八幡浜市
相談支援事業	地域活動支援センターくじら（精神）	八幡浜市
	希望の森（知的）	西予市
	大洲ホーム（身体）	大洲市
	大洲育成園（知的）	大洲市
障害者成年後見制度支援事業	八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市
手話通訳者設置事業（市役所）	手話通訳士（嘱託）	八幡浜市
手話通訳者設置事業（市立病院）	手話通訳サークル あゆみの会	八幡浜市
手話奉仕員派遣事業（市内派遣）	八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市
手話通訳者広域派遣事業	愛媛県聴覚障害者協会	愛媛県
要約筆記通訳者広域派遣事業	愛媛難聴者協会	愛媛県
移動支援事業	おる d e 新町ヘルパーステーション	八幡浜市
	ヘルパーステーションハート	西予市
地域活動支援センター機能強化事業Ⅰ型	地域活動支援センターくじら	八幡浜市
地域活動支援センター機能強化事業Ⅲ型	地域活動支援センターいきいきプチファーム	八幡浜市
地域活動支援センター機能強化事業Ⅲ型	地域活動支援センター浜っ子共同作業所	八幡浜市
福祉ホーム事業	青峰会 アロマホーム	八幡浜市
訪問入浴サービス事業	八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市
	セントケア	八幡浜市
日中一時支援事業	地域活動支援センターいきいきプチファーム	八幡浜市
	障害者支援施設希望の森	西予市
	障害者支援施設松葉学園	西予市
	社会福祉法人大洲育成園	大洲市
	大洲ホーム	大洲市
スポーツレクリエーション教室開催事業	八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市
児童発達支援	発達支援センター巣立ち（八幡浜市直営）	八幡浜市
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス（八幡浜市直営）	八幡浜市
	障がい児通所支援事業所ぼのぼの	西予市
障害児相談支援事業	地域活動支援センターくじら	八幡浜市
	和泉蓮華会障がい者特定相談事業所 八幡浜	八幡浜市
	あさひみらい障がい者・児相談支援センター	八幡浜市
小規模作業所	王子共同作業所	八幡浜市
	コスモス共同作業所	八幡浜市
	浜っ子共同作業所	八幡浜市

※八幡浜・大洲圏域の事業所のうち、利用実績のある事業所を記載

八幡浜市障害者計画等策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第48号)に基づく障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者計画」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「障害福祉計画」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画(以下「障害児福祉計画」という。)を策定するため、八幡浜市障害者計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画(次号において「障害者計画等」という。)を策定するための基本的事項の検討及び総合的調整に関すること。
- (2) その他障害者計画等を策定するに当たって必要と認められること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員18人以内で組織する。

- 2 委員は、障害者、障害福祉及び障害児福祉に関する施策に関し見識を有する者の内から、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、前項に規定する委嘱の日から市の障害者計画等の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総括し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に策定委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月9日から施行する。

八幡浜市障害者計画等策定委員会名簿

所属機関（団体）及び役職名	氏名	備考
愛媛県ネットワーク協会 代表理事	幸田 裕司	
八幡浜市社会福祉協議会 地域福祉課長	田中 奈美	
八幡浜心身障害者（児）団体連合会 会長	西園寺 純一	
八幡浜市手をつなぐ育成会 会長	菊池 正子	
八幡浜地区家族会 代表	若宮 宗由	
八幡浜市障害者施設いきいきプチファーム 施設長	中井 一恵	
あさひみらい株式会社 代表取締役	近藤 小百合	
障害者就業・生活支援センターねっとWorkジョイ センター長	高石 徳香	
地域活動支援センターくじら 管理者	鳥生 陽子	
知的障害者更生施設大洲育成園 相談支援専門員	橋本 哲志	
身体障害者療養施設大洲ホーム 相談支援専門員	丸山 浩児	
知的障害者更生施設希望の森 相談支援専門員	佐藤 茂伸	
八幡浜医師会立 双岩病院 精神保健福祉士	島内 美月	
愛媛県立宇和特別支援学校 高等部主事	平井 重貴	
八幡浜公共職業安定所 上席指導官	森 美樹	
発達支援センター巣立ち 管理者	井上 千恵美	
八幡浜市教育支援室 室長	二宮 一成	
八幡浜市地域包括支援センター センター長	山本 覚	